

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2(3)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (3) 金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第2項 森林保険法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報					②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	
									予算額(千円)				
									決算額(千円)				
									経常費用(千円)				
									経常収益(千円)				
									行政サービス実施コスト(千円)				
									従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>ア リスク管理体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。</p> <p>イ 内部監査体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。</p> <p>ウ 職員の能力向上 適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。</p> <p>エ 情報開示 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。</p>
中長期計画	<p>ア リスク管理体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。</p> <p>イ 内部監査体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。</p> <p>ウ 職員の能力向上 適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。</p> <p>エ 情報開示 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。</p>
年度計画	<p>ア リスク管理体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、リスクを的確に管理するための内部規程を整備するとともに、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。</p> <p>イ 内部監査体制の整備 適切に森林保険業務を実施できるよう、業務執行やリスク管理を監視する内部組織を設置する。</p> <p>ウ 職員の能力向上 適切に森林保険業務を実施できるよう、職員研修の実施方針を整備するとともに、実施方針に基づき適切に実施する。</p> <p>エ 情報開示 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、平成27年度以降、森林保険勘定の収支情報等を情報開示する。</p>
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	

業務実績	<p><主要な業務実績></p> <p>ア 森林保険センターに業務執行やリスク管理を監視するリスク管理室を設け、森林保険業務の適正な運営を確保する体制を整備。</p> <p>イ 森林保険センターが所掌するリスクを的確に管理するため「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター統合リスク管理要領」（平成27年4月1日付け）を制定するとともに、3名の外部有識者を含む委員会を設置し、委員会を2回（6月及び12月）開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況等について専門的な知見から点検を実施した。</p> <p>ウ 「金融業務」を行う組織としてのガバナンスの強化の観点から、コンプライアンス研修や情報セキュリティ研修を含む職員研修計画を策定・実施し、職員の保険業務に求められる知識と能力の向上を図った。</p> <p>また、職員の自己啓発に対する意識の向上を図り、業務に有効な各種資格の取得を推進するため「森林保険センター国家資格等の取得に関する取扱要領」（平成27年4月1日付け）を制定した。</p> <p>エ 情報公開制度に基づき、森林保険センター内に情報公開窓口を開設した。また、森林保険センターのホームページを開設し、森林保険の概要や業務に関する諸規程等を掲載した。また、財務状況等の法定公開情報についても適宜掲載することとしている。</p>			
自己評価	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; text-align: center;">評定</td> <td style="width:30%; text-align: center;">B</td> <td style="width:40%;"></td> </tr> </table> <p><自己評価></p> <p>ア 森林保険センターに業務執行やリスク管理を監視するリスク管理室を設けた。</p> <p>イ 森林保険センターが所掌するリスクを的確に管理するため内部規程を制定し、3名の外部有識者を含む委員会において、リスク管理状況等を専門的に点検した。</p> <p>ウ 職員研修計画の実行や資格取得の支援策により職員の能力向上を推進した。</p> <p>エ 情報公開窓口の設置やホームページの開設により情報公開を進めた。また、森林保険勘定の財務状況等の法定公開情報についても適宜ホームページに掲載することとしている。</p> <p>これらのことから、「B」とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>今後も引き続き、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のための内部ガバナンスの高度化に努める必要がある。</p> <p>また、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考に、情報公開の充実を図っていく必要がある。</p>	評定	B	
評定	B			
主務大臣による評価	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; text-align: center;">評定</td> <td style="width:30%; text-align: center;">B</td> <td style="width:40%;"></td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務執行やリスク管理を監視する内部監査体制として、森林保険センターにリスク管理室を設置した。 ・森林保険業務のリスク管理に係る内部規程を整備し、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置し、及び同委員会において財務状況やリスク管理状況を専門的な知見から点検実施した。 ・金融業務の特性を踏まえ、職員の能力向上の観点からコンプライアンスや情報セキュリティ分野を含む職員研修計画を策定し、実施することで職員の能力向上に取り組んだ。 ・情報公開窓口の設置やホームページの開設により情報公開を進めているとともに、森林保険勘定の収支情報等を適切に開示することとしている。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>	評定	B	
評定	B			
4. その他参考情報				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2(4)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 森林保険業務の推進 (4) 研究開発との連携		
関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第2項 森林保険法
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
								予算額（千円）					
								決算額（千円）					
								経常費用（千円）					
								経常収益（千円）					
								行政サービス実施 コスト（千円）					
								従事人員数					

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究開発との連携を図り森林保険業務の高度化等の取組を推進する。
中長期計画	研究開発との連携を図り、森林の自然災害に関する専門的知見を活用して、森林保険業務の高度化等の取組を推進する。
年度計画	研究開発との連携を図り、森林の自然災害に関する専門的知見を活用して、森林保険業務の高度化等の取組を推進する。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	< 主要な業務実績 > 森林総合研究所の気象災害等に係る研究部門と連携し、森林の気象災害等に関する専門的知識を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究の推進を図るため、5年間の「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」の実施基本計画を作成した。さらに、この取組を進めるに当たって共同で実施する事業について、研究者からリスク評価や調査手法に係るアドバイス等を得たほか、今後更に取組を進めるにあたり、どのような連携・協力が可能か検討を行った。
自己評価	<p>評定 B</p> <p>< 評定と根拠 > 5年間の研究実施基本計画を策定したほか、専門的知識を活用した更なる森林保険業務の高度化に向けた連携の基盤を作ったことから、「B」とした。</p> <p>< 課題と対応 > 今後も研究部門や専門的知識を保険業務に活用する具体的な方法を検討する必要があるため、研究部門との連携の継続が必要である。</p>
主務大臣による評価	<p>評定 B</p> <p>< 評定に至った理由 > ・気象災害等に係る研究開発部門と連携し、業務の高度化を図るための森林気象害リスク評価手法に関する研究の実施基本計画を作成している。 以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3(1)ア	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業 ア 事業の重点化の実施		
関連する政策・施策	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 森林の有する多面的機能の発揮	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0211

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
新規契約件数(件)	重点化率 100%	40	110	21	247	162	225	予算額(千円)	44,257,821	55,781,504	57,102,735	42,017,133	38,938,899
うち、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い箇所		40	110	21	247	162	225	決算額(千円)	40,454,509	34,467,310	48,724,652	39,034,515	33,929,450
達成率			100%	100%	100%	100%	100%	経常費用(千円)	4,082,747	3,748,720	3,524,935	3,364,010	2,991,641
新規契約面積(ha)	重点化率 100%	392	1,272	254	3,941	2,381	3,314	経常収益(千円)	4,526,784	3,817,943	3,642,245	3,525,594	3,261,964
うち、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い箇所		392	1,272	254	3,941	2,381	3,314	行政サービス実施コスト(千円)	11,556,538	8,026,043	9,536,872	6,302,385	3,036,713
達成率			100%	100%	100%	100%	100%	従事人員数	347	347	347	347	347

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	効果的な事業推進の観点から、新規契約については、水源涵養機能の強化を図る重要性の高い流域内の箇所に限定する。
中長期計画	効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所に限定する。
年度計画	効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所に限定する。
主な評価指標	<その他の指標> 新規契約件数及び面積のうち、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い箇所での実施率(重点化率) <評価の視点> 特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い箇所において新規契約を締結したものか
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 平成27年度の新規契約については、全て2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所に限定して行った(225件、3,314ha)。 このことを確保するため、分取造林契約の要望者に対して、重要流域等に限定していることについて説明を行うとともに、契約予定地について、図面等での確認や自治体への聞き取りを行ったうえで、要件に該当することを現地で確認することにより新規契約を締結した。
自己評価	評定 B <評定と根拠> 平成27年度の新規契約は、全て重要流域等において締結(225件、3,314ha)しており、事業の重点化の実施について、計画の内容を達成したことから

様式1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)様式

	「B」評定とした。
	<p><課題と対応> 引き続き、事業の重点化を図る必要がある。</p>
主務大臣による評価	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由> ・年度計画に基づき、全ての新規契約箇所が、特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内に限定し契約が締結された。</p> <p>以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3 (1)イ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業 イ 事業の実施手法の高度化のための措置		
関連する政策・施策	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 森林の有する多面的機能の発揮	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 27-⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0211

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
新規契約件数(件)	施業方法の限定化率100%	40	110	21	247	162	225		予算額(千円)	44,257,821	55,781,504	57,102,735	42,017,133	38,938,899
うち、長伐期等の施業に限定		40	110	21	247	162	225		決算額(千円)	40,454,509	34,467,310	48,724,652	39,034,515	33,929,450
達成率			100%	100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	4,082,747	3,748,720	3,524,935	3,364,010	2,991,641
新規契約面積(ha)	施業方法の限定化率100%	392	1,272	254	3,941	2,381	3,314		経常収益(千円)	4,526,784	3,817,943	3,642,245	3,525,594	3,261,964
うち、長伐期等の施業に限定		392	1,272	254	3,941	2,381	3,314		行政サービス実施コスト(千円)	11,556,538	8,026,043	9,536,872	6,302,385	3,036,713
達成率			100%	100%	100%	100%	100%		従事人員数	347	347	347	347	347
長伐期等の施業への契約変更件数(件)		750	710	610	581	493	632							
長伐期等の施業への契約変更面積(ha)		28,914	24,149	23,134	20,800	20,299	23,241							
新植・保育等施業件数(件)	期中評価結果を踏まえたアクションの活用率100%	6,035	6,557	6,705	7,194	5,216	4,703							
うち、チェックシートを活用		3,771	6,557	6,705	7,194	5,216	4,703							
達成率			100%	100%	100%	100%	100%							
搬出間伐実施面積(ha)		2,733	9,262	6,692	10,349	4,480	4,489							
列状間伐実施面積(ha)		354	965	272	427	794	949							

丸太組路線数		195	358	326	371	205	124							
ふとんかご工路線数			44	37	57	43	13							
丸太組工法での間伐材等使用量(m ³)		18,924	30,203	28,996	34,193	15,660	7,854							
技術検討会の開催(回)(計画値)	毎年24以上		24	24	24	24	24							
技術検討会の開催(回)(実績値)		29	24	24	24	24	24							
達成率			100%	100%	100%	100%	100%							
研究部門と連携した取組を行った整備局数		6	6	6	6	6	6							
森林整備推進協定数(件)		30	41	50	54	62	65							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(ア) 新規契約については、水源涵養機能等の森林の有する公益的機能をより持続的かつ高度に発揮させるとともに、コスト削減を図るため、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約に限定する。</p> <p>また、既契約分については、長伐期等に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る。</p> <p>(イ) 事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果(事業の継続、変更又は中止)については、確実かつ早期に事業実施に反映させる。</p> <p>(ウ) 地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、間伐材を含む木材の有効利用を推進する。</p> <p>(エ) 研究開発との連携を図りつつ森林整備に係る技術の高度化等の取組を推進する。</p>
中長期計画	<p>a 公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。</p> <p>また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。</p> <p>b 期中評価の反映 期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進</p> <p>① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。</p> <p>また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。</p> <p>② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。</p> <p>なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。</p> <p>d 森林整備技術の高度化</p> <p>① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の検討会を通じて高度化を推進する。</p> <p>② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。</p> <p>③ 森林整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。</p>
年度計画	<p>a 公益的機能の高度発揮 水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。</p> <p>また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。</p> <p>b 期中評価の反映 期中評価結果を確実かつ早期に事業実施に反映させるため、評価を踏まえ作成したチェックシートを活用し事業を実施する。</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進</p>

	<p>① 二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成等に資する観点から、搬出間伐を推進する。 また、保安林の指定施業要件や契約相手方の同意など、列状間伐の実施に係る条件整備を推進し、条件が整った箇所については、原則として、列状間伐を実施する。</p> <p>② 現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法の法留め工を含め、工法等を柔軟に選択しつつ、丈夫で簡易な路網の適切な整備を推進する。 なお、その施工に当たっては間伐材の活用に努める。</p> <p>d 森林整備技術の高度化</p> <p>① 森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした整備局毎の各検討会を年1回以上開催する。</p> <p>② 事業に対する研究者等の指導・助言や事業地のフィールド活用などにより、研究開発と連携した取組を推進する。</p> <p>③ 森林整備センターの有する技術や施業を通じて地域の森林整備に貢献するため、水源林造成事業の契約地の周辺森林と一体的な路網整備や間伐等の推進に努める。</p>
<p>主な評価指標</p>	<p><その他の指標></p> <p>a 公益的機能の高度発揮：新規契約件数及び面積のうち、長伐期等の施業に限定した割合（施業方法の限定化率）、長伐期施業等への契約変更件数及び面積</p> <p>b 期中評価の反映：新植・保育等施業件数のうち、期中評価結果を踏まえたチェックシートを活用した割合（チェックシート活用率）</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進：搬出間伐・列状間伐実施面積、丸太組路線数・ふとんかご工路線数、丸太組工法での間伐材等使用量</p> <p>d 森林整備技術の高度化：技術検討会の開催回数、研究開発部門と連携した取組を行った整備局数、森林整備推進協定数</p> <p><評価の視点></p> <p>a 新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ、主伐時の伐採面積を縮小、分散化する契約とするものか、既契約地については、長伐期施業等への契約変更を推進するものか</p> <p>b 期中評価結果を確実に反映させるものか</p> <p>c 搬出間伐及び路網整備について、木材利用を推進するものか</p> <p>d 森林整備の高度化が着実に進展しているか</p> <p>※ 契約変更件数については、契約相手方の意向により、また、搬出間伐等については、林分状況や地形・地質状況などの個別条件によって適用の可否が判断されることから、「2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット（アウトカム）情報」においては、実績値のみを掲上。</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	
<p>業務実績</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>a 公益的機能の高度発揮</p> <p>(1) 平成27年度の新規契約は、225件、3,314haの全てについて、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約を締結した。</p> <p>(2) 既契約分については、より公益的機能の高度発揮を図る観点から、契約相手方の理解を得つつ、契約地の現況等を踏まえた長伐期化、複層林化を推進した。具体的には契約期間の延長等の契約変更手続について契約相手方に丁寧に説明し、同意が得られた箇所から変更契約を締結した。 その結果、平成27年度に632件、23,241haについて契約の変更を行った。</p> <p>b 期中評価の反映</p> <p>水源林造成事業の実施に当たっては、期中評価の指摘事項等を確実に早期に事業に反映させるため、これまでの期中評価の指摘事項を反映させたチェックシートに基づき、造林者が提出した全ての新植・保育等の施業の実施計画書について、その内容が指摘事項に対応しているかを審査することにより、期中評価結果を事業に反映させた（4,703件、チェックシート活用率100%）。</p> <p>下刈については、全国約2千件の事業対象箇所について個々に審査した結果、対象面積約1万7千haから、造林木の生長や下刈対象物の状況により下刈の必要性がない箇所等の約6千haを除いた約1万1千haについて事業を実施することとし、コスト縮減に活用した。</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進</p> <p>(1) 搬出間伐の実施に当たっては、一定の搬出量を確保することを定めた内部規程に基づき、4,489haを実施した。 また、このうち、保安林の指定施業要件の間伐率の変更や契約相手方の同意等の条件が整った箇所949haについては列状間伐を実施した。</p> <p>(2) 路網の整備に当たっては、丈夫で簡易な路網を推進するため、現場の地形や土質等の条件を踏まえて、急傾斜地における丸太組工法（124路線）のほか、局所的な急傾斜地や谷渡りの箇所等においては、ふとんかご工を施工（13路線）するなどにより、丈夫で簡易な路網の整備に努めた。 なお、丸太組工法の施工に当たっては間伐材の活用に努め、その結果、約8千㎡の間伐材を活用した。</p> <p>d 森林整備技術の高度化</p> <p>(1) 検討会の開催</p> <p>森林整備技術の高度化を推進するため、①森林施業のコスト削減、②列状間伐、③複層林施業、④丈夫で簡易な路網整備等の技術についての検討会を整備局毎にそれぞれ1回開催した。これに当たっては、造林者をはじめ、国有林、県、市町村の職員など地域の林業関係者の参加を得て実施した。</p> <p>① 森林施業のコスト削減についての検討会（延べ参加者362名） エリートツリー植栽によるコスト縮減等について検討を行った。</p> <p>② 列状間伐についての検討会（延べ参加者342名） 列状間伐における列の設定方法等について検討を行った。</p> <p>③ 複層林施業についての検討会（延べ参加者479名）</p>

	<p>複層林誘導伐における伐区設定等について検討を行った。</p> <p>④ 丈夫で簡易な路網整備等の技術についての検討会（延べ参加者 406 名） 丈夫で簡易な路網の構築に向けた路線選定や軟弱土壌における丸太組工法の施工方法等について検討を行った。</p> <p>(2) 研究開発との連携 全ての整備局において、森林総研本所・支所、各地域育種場等の研究者から指導、助言を得ながら、コンテナ苗やエリートツリーを植栽した契約箇所について、活着、生長量、工程等の調査や、共同試験地の造成に向けて検討を行った。また、関東整備局、中部整備局、近畿北陸整備局、中国四国整備局、九州整備局においては、森林総研本所・支所、各地域育種場等の研究者を招き、シカ被害の防除について意見交換等を行い、水源林造成事業に活用できる知見を共有した。</p> <p>さらに、森林整備センター本部においては、研究及び林木育種に係る成果の活用や研究開発等を効果的に進めるための連携を推進することを目的として、森林総合研究所内の研究、林木育種運営に関する情報交換会を 4 回開催し、「軽量レーザー計測装置を用いた効率的な森林調査手法」や「新技術を活用した森林調査、管理手法」などについて、今後の水源林造成事業に活用できる知見を共有した。</p> <p>(3) 周辺森林との一体的な路網整備や間伐等の推進 平成 27 年度は、1 整備局、2 水源林整備事務所において、地方公共団体、国有林、森林組合等と連携して、3 件の森林整備推進協定を締結した（累計：65 件、約 18 万 ha（うち森林整備センター造林地約 2 万 5 千 ha））。</p> <p>また、既協定箇所については、協定に基づき、地域と連携した森林整備（作業道、搬出間伐等）を推進するとともに、国有林と連携した安定供給システム販売の実施（約 1 千 m²）について取り組んだ。</p>			
自己評価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">評定</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">B</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p><評定と根拠></p> <p>a 公益的機能の高度発揮 平成 27 年度の全ての新規契約は、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約の締結を行った。</p> <p>既契約分について、長伐期、複層林化を推進するとともに、施業方法の見直しに取り組み、順次、契約相手方の理解を得られた箇所について契約変更手続きを進め、変更契約を締結した。</p> <p>b 期中評価の反映 期中評価の指摘事項等を反映させたチェックシートを全ての新植・保育等の施業に活用することにより、適切な事業の実施及び事業実施コストの縮減に努めた。</p> <p>c 搬出間伐と木材利用の推進 間伐については、内部規程に基づき搬出間伐を実施し、条件が整った箇所については列状間伐を実施した。</p> <p>路網の整備については、現場の状況に応じ丸太組工法やふとんかご工等の工法を柔軟に選択かつ適切に整備し、その施工に当たっては積極的に間伐材を活用した。</p> <p>d 森林整備技術の高度化 各整備局において、計画に基づき、森林施業のコスト削減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、職員及び造林者等を対象とした検討会を開催しており、それらの技術等を習得し、造林技術の高度化に向けて取り組んだ。</p> <p>また、事業地をフィールドとして活用し、コンテナ苗の活着、生長量や工程の調査などを実施し、研究開発部門と連携した取組を推進した。</p> <p>さらに、水源林造成事業の契約地周辺の国有林や民有林と森林整備推進協定等を締結し、相互連携により一体的かつ効率的な路網整備や間伐等を推進した。</p> <p>以上のとおり、事業の実施手法の高度化のための計画の内容を達成したことから「B」評定とした。</p> <p><課題と対応> 森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため、引き続き事業の実施手法の高度化を図る必要がある。</p> <p>なお、これにあたっては、研究開発業務と水源林造成事業との連携を一層推進し、森林整備に係る技術の高度化の相乗効果を確保しつつ行う必要がある。</p>	評定	B	
評定	B			
主務大臣による評価	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">評定</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">B</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p><評定に至った理由></p> <p>水源林造成事業における事業の実施手法の高度化を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期施業等に限定した契約とし、また、既契約については、長伐期化、複層林化の推進により、公益的機能の高度発揮に努めた。 ・期中評価の指摘事項等について現場職員、造林者へ周知を図り、期中評価結果を事業へ適切に反映させるとともに、下刈りの事業コスト等の縮減に取り組んだ。 ・搬出間伐等の実施及び路網整備での積極的な間伐材を活用した工法の採用などに取り組んだ。 ・技術向上のための検討会の開催、スギコンテナ苗の導入に係る研究開発部門との連携した取組の推進及び事業地周辺の国有林、民有林との森林整備推進協定等の締結を推進した。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>	評定	B	
評定	B			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3(1)ウ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業 ウ 事業内容等の広報推進		
関連する政策・施策	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 森林の有する多面的機能の発揮	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 27-⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0211

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度地等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
研究発表数 (件) (計画値)	毎年2以上	2	2	2	2	2	2	2	予算額(千円)	44,257,821	55,781,504	57,102,735	42,017,133	38,938,899
研究発表数(件) (実績値)		5	10	6	5	5	7		決算額(千円)	40,454,509	34,467,310	48,724,652	39,034,515	33,929,450
達成率			500%	300%	250%	250%	350%		経常費用(千円)	4,082,747	3,748,720	3,524,935	3,364,010	2,991,641
									経常収益(千円)	4,526,784	3,817,943	3,642,245	3,525,594	3,261,964
									行政サービス実施コスト(千円)	11,556,538	8,026,043	9,536,872	6,302,385	3,036,713
									従事人員数	347	347	347	347	347

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																									
中長期目標																									
中長期計画	森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。 また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分収造林契約実績の公表等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。 さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。																								
年度計画	森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表する。 また、水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト(ホームページ)、広報誌等により広報するとともに、平成26年度分収造林契約実績のウェブサイトへの掲載等事業実施の透明性を高めるため情報公開を推進する。 さらに、事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施するとともに、中間取りまとめ結果を研究発表会等を活用し広報する。																								
主な評価指標	<その他の指標> 研究発表数 <評価の視点> 森林整備技術の普及・啓発に資する取組を推進したか																								
法人の業務実績等・自己評価																									
業務実績	<主要な業務実績> 平成27年度の研究発表は、民国含めた地域の林業関係者が幅広く参加する技術研究発表会等において、水源林整備事務所等で取り組んだ研究等の成果について7件発表し、積極的に森林整備技術に係る普及活動を行った。 【平成27年度 研究発表内容】																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>時期</th> <th>場所</th> <th>主催</th> <th>発表者</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>27年9月</td> <td>渋谷区</td> <td>治山研究会</td> <td>松江水源林整備事務所職員</td> <td>水源林造成事業における路網整備の取組 ー作業道の排水処理についてー</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>27年10月</td> <td>水戸市</td> <td>関東森林学会</td> <td>森林業務部非常勤職員</td> <td>減水曲線で森林の湧水緩和機能を評価する手法について ー淡路島南部論鶴羽ダム流域を事例にー</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>27年10</td> <td>盛岡市</td> <td>森林総合研究所</td> <td>東北北海道整備局職員</td> <td>クマ剥ぎ被害防除への取組</td> </tr> </tbody> </table>	No.	時期	場所	主催	発表者	発表内容	1	27年9月	渋谷区	治山研究会	松江水源林整備事務所職員	水源林造成事業における路網整備の取組 ー作業道の排水処理についてー	2	27年10月	水戸市	関東森林学会	森林業務部非常勤職員	減水曲線で森林の湧水緩和機能を評価する手法について ー淡路島南部論鶴羽ダム流域を事例にー	3	27年10	盛岡市	森林総合研究所	東北北海道整備局職員	クマ剥ぎ被害防除への取組
No.	時期	場所	主催	発表者	発表内容																				
1	27年9月	渋谷区	治山研究会	松江水源林整備事務所職員	水源林造成事業における路網整備の取組 ー作業道の排水処理についてー																				
2	27年10月	水戸市	関東森林学会	森林業務部非常勤職員	減水曲線で森林の湧水緩和機能を評価する手法について ー淡路島南部論鶴羽ダム流域を事例にー																				
3	27年10	盛岡市	森林総合研究所	東北北海道整備局職員	クマ剥ぎ被害防除への取組																				

	月		東北支所・東北育種場 ・東北北海道整備局		－対策とコスト縮減に向けて－
4	27年10月	熊本市	九州森林管理局	佐賀水源林整備事務所職員	シカ剥皮被害に対する造林木巻き付け防除の取組について
5	27年11月	大阪市	近畿中国森林管理局	近畿北陸整備局職員	シカ食害の現状と対策について －水源林造成事業地における取組事例－
6	28年2月	長野市	中部森林管理局	富山水源林整備事務所職員	水源林造成事業におけるクマハギ防止対策について
7	28年2月	前橋市	関東森林管理局	甲府水源林整備事務所職員 関東整備局職員	シカ防護柵の破損リスク低減に向けた取組

研究発表した内容については、季刊森林総研、ウェブサイト等に掲載して公開し、普及・啓発に努めた。
また、職員の作業道整備の技術の高度化を始め、地域の林業関係者への作業道整備技術の普及・向上を目的として、丈夫で簡易な作業道整備の考え方や計画及び施工について解説した森林整備センター作成の技術普及用DVD（平成24年度作成）を造林者や施工業者などのほかに、各種シンポジウム等において関係者へ配布（平成24年度40枚、平成25年度64枚、平成26年度20枚、平成27年度11枚）し、路網整備技術の普及・啓発に努めた。

平成27年度の主な広報活動等は、次のとおりである。

【平成27年度 主な広報活動等】

No.	時期	広報の方法等	広報内容
1	27年5月	季刊 森林総研 第29号	水に弱く、浸食、崩壊が起こりやすい真砂土地帯の作業道開設について、吸出防止剤等を用いた丸太組工の法面保護の取組を紹介した。
2	27年9月	季刊 森林総研 第30号	水源林造成事業における地域との連携について、五木地域森林整備推進協定の取組を紹介した。
3	27年11月	水源林シンポジウム「山火事跡地の緑の再生」を開催（群馬県桐生市）	森林整備センターが主催した水源林シンポジウムにおいて、山火事跡地の復旧等をテーマとし、山火事が森林に及ぼす影響や森林の再生の進め方、再発防止対策等について講演等を行った。
4	27年11月	季刊 森林総研 第31号	山梨県南巨摩郡南部町で実施した、シカの侵入リスク低減に向け獣道を残して防護柵を設置する「ブロックディフェンス」について取組を紹介した。
5	28年1月 28年3月	森林技術 No.886 山林 No.1582	群馬県桐生市で森林整備センターが主催した水源林シンポジウムについて、講演及び各報告の概要を掲載し、山火事跡地の再生について紹介した。
6	28年2月	季刊 森林総研 第32号	コンクリート路面工と比較し、低コストが期待される「鉄鋼スラグ」を用いた路面処理について取組を紹介した。
7	通 年	パンフレットの配布 ウェブサイト(ホームページ)による広報	水源林造成事業に係るパンフレットを市町村・林業関係団体等に配布するとともに、ウェブサイト(ホームページ)に掲載し、事業の普及・啓発に努めた。

また、水源林造成事業を紹介するパンフレットを利用し、各種シンポジウム来場者や事業関係者に対し、最近の取組や事業の効果等を説明した。

さらに、水源林造成事業の事業実績、効果、近年の取組について、ウェブサイトに掲載・紹介するとともに、林業専門誌関係者等へ説明・紹介するなどし、水源林造成事業の事業内容等の普及・啓発に努めた。

加えて、事業実施の透明性を高めるため、ウェブサイト平成26年度の分収造林契約実績を掲載し公開するとともに、整備局別の分収造林契約面積を掲載し公開した。

モデル水源林におけるデータの蓄積については、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、平成16年度に設定したモデル水源林におけるこれまでの調査を基に、減水曲線で森林の渇水緩和機能を評価する手法について第5回関東森林学会で発表し、ウェブサイト（ホームページ）に公表するとともに、引き続き水文データの収集、蓄積を行った。

自己評価

評 定 B

<評定と根拠>

平成27年度においては、造林事業の普及・啓発を図るため、水源林整備事務所における研究等の成果について、森林管理局等が主催する技術研究発表会において全体で7件発表し、その普及・啓発に努めた。

また、事業効果及び効果事例等については、パンフレット、ウェブサイト、広報誌等を活用し、積極的な広報活動に努めた。特に、事業実施の透明性を高めるため、平成26年度の分収造林契約実績を各整備局ごとに整理してウェブサイト公開した。

さらに、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、モデル水源林におけるこれまでの調査結果に基づいた発表を第5回関東森林学会で行い、ウェブサイト（ホームページ）に公表するとともに、引き続き水文データの収集、蓄積を行った。

以上のとおり、事業内容等の広報推進について、計画の内容を達成したことから「B」評定とした。

<課題と対応>

引き続き、水源林造成事業における具体的な事例や効果などについての広報を推進する必要がある。

主務大臣による評価	<p style="text-align: center;">評定</p> <p style="text-align: center;">B</p>	<p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の林業関係者が参加する各地域の技術研究発表会での発表及び森林農地整備センターにおけるシンポジウムの開催等を通じて、事業成果を積極的に広報した。 ・ウェブサイト、広報誌等による広報活動及び事業実績、事業評価等の情報提供を積極的に行うことにより、事業の広報の強化・透明性の確保に努めた。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>
-----------	----------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3(1)エ	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (1) 水源林造成事業 エ 事業実施コストの構造改善		
関連する政策・施策	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 森林の有する多面的機能の発揮	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第8条
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 27-①⑦ 行政事業レビューシート事業番号：0211

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度地等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
総合的なコスト改善率	平成24年度の総合的なコスト改善率15% (平成19年度と比較)		13.4%	15.5%	—	—	—	予算額(千円)	44,257,821	55,781,504	57,102,735	42,017,133	38,938,899
								決算額(千円)	40,454,509	34,467,310	48,724,652	39,034,515	33,929,450
								経常費用(千円)	4,082,747	3,748,720	3,524,935	3,364,010	2,991,641
								経常収益(千円)	4,526,784	3,817,943	3,642,245	3,525,594	3,261,964
								行政サービス実施コスト(千円)	11,556,538	8,026,043	9,536,872	6,302,385	3,036,713
								従事人員数	347	347	347	347	347

※ 平成25年度以降についても、平成19年度と比較して15%の総合的なコスト改善率を確保 注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標 中長期計画	水源林造成事業については、「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」に基づき、施業方法の見直し等により更なる徹底した造林コストの縮減に取り組み、平成24年度において平成19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成する。 また、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコストの削減に向けた取組を徹底する。
年度計画 主な評価指標	森林整備事業全体の動向を踏まえつつ作業工程を見直すなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底する。 <主な定量的指標> 総合的なコスト改善率 <評価の視点> コスト構造改善が確実に進んでいるか
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 中期計画の目標としている「平成24年度において平成19年度と比較して15%程度の総合的なコスト構造改善」については、施業方法の見直し等による造林コストの低減に取り組んだことにより、平成24年度において15.5%の総合的なコスト構造改善となり、目標を達成している。 平成27年度においては、間伐工程の見直しなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底した。
自己評価	評定 B <評定と根拠> 中期計画の達成に加え、平成27年度においては、間伐工程の見直しなど公益的機能発揮の確保に必要な森林施業のコスト削減に向けた取組を徹底したことから「B」評定とした。 <課題と対応> 引き続きチェックシートの活用などによるコスト削減に向けた取組を図る必要がある。
主務大臣による評価	評定 B <評定に至った理由> ・平成27年度においては、作業道における丸太組工法の導入促進や間伐工程の見直しなどの森林施業のコスト削減に努めた。

以上のとおり年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3(2)ア	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (2) 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業 ア 計画的で的確な事業の実施		
関連する政策・施策	農業の持続的な発展 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第9条、第11条
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する研究開発評価、政策 評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 27-⑧

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
特定中山間保全整備事業の完了区域数(区域)	25年度中に事業実施中の2区域を完了			1 (南富良野)	1 (邑智西部)				予算額(千円)	28,913,337	26,177,704	22,363,281	20,027,686	18,409,638
農用地総合整備事業完了区域数(区域)	24年度中に事業実施中の1区域を完了			1 (美濃東部)					決算額(千円)	26,379,930	24,060,333	21,141,064	18,964,977	17,161,037
完了後の評価に係る調査実施区域数(区域)	完了後の評価を実施する区域を調査を行う		1 (直入庄内)			1 (泉州東部)	3 (郡山) (安房南部) (阿蘇小国郷)		経常費用(千円)	112,016,601	43,320,574	48,854,663	12,666,755	1,514,016
完了後の評価の実施区域数(区域)	完了後の評価を実施する区域を調査を行う		2 (大隅中央) (根室東部)	1 (直入庄内)			1 (泉州東部)		経常収益(千円)	112,109,029	43,410,906	48,962,723	12,563,581	1,497,014
									行政サービス実施コスト(千円)	81,747,974	30,089,577	31,749,894	9,034,943	135,665
									従事人員数	90	65	29	19	19

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(7)実施中の区域について、事業実施計画に基づき、着実に事業を実施し、やむを得ない理由がない限り、特定中山間保全整備事業については平成25年度中に、農用地総合整備事業については平成24年度中に、現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。 (4)事業の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図るため、事業評価システムによる期中の評価の結果（事業の継続、変更又は中止）については、確実に事業実施に反映させる。
中長期計画	a 事業の計画的な実施 ① 特定中山間保全整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成25年度中に、事業実施中の2区域を完了する。 ② 農用地総合整備事業については、やむを得ない理由がない限り平成24年度中に、事業実施中の1区域を完了する。 ③ 事業を計画的に実施する観点から、関係地方公共団体等との連携を図るため、適時適切な事業実施状況の説明等を実施する。 b 期中評価の反映 期中評価結果を計画に確実に反映させるため、事業関係者の意向把握に努めつつ、必要な事業計画の見直しを行う。
年度計画	特定中山間保全整備事業等の完了後の評価に係る業務（社会経済情勢の変化等に関する基礎的資料の作成を含む。）を確実に実施する。
主な評価指標	<主な定量的指標> 完了後の評価に係る業務実施区域数 <その他の指標>

	<評価の視点> 完了後の評価に係る業務が確実に実行されているか	
法人の業務実績等・自己評価		
業務実績	<主要な業務実績> 1区域の完了後の評価及び3区域の完了後の評価に係る調査業務を適切に実施した。 完了後の評価業務については、学識経験者や関係機関の意見をとりまとめた8月末に公表を実施した。 完了後の評価に係る調査業務については、事業の効果を把握するため、営農状況ヒアリング、受益者アンケート及び交通量調査等を実施した。	
自己評価	評価 B	
	<評価と根拠> 完了後の評価に係る業務を確実に実施し、年度計画の目標を達成したことから「B」評価とした。	
	<課題と対応> 引き続き完了後の評価に係る業務を確実に実行する必要がある。	
主務大臣による評価	評価 B	
	<評価に至った理由> ・年度計画のとおり、完了後の評価に係る業務を確実に実施したことから「B」と評価する。	
4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3 (3)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 水源林造成事業等の推進 (3) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施		
関連する政策・施策	農業の持続的な発展 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法附則第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する研究開発評価、政 策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-⑧ 行政事業レビューシート事業番号：0218

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 地等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
林道事業 負担金等 徴収額（百 万円）			5,777	5,689	4,971	4,534	4,017	予算額（千円）	28,913,337	26,177,704	22,363,281	20,027,686	18,409,638
特定中山間 保全整備事 業等負担金 等徴収額 (百万円)			13,154	11,201	10,239	10,100	8,200	決算額（千円）	26,379,930	24,060,333	21,141,064	18,964,977	17,161,037
NTT-A 資金貸付金 徴収額 (百万円)			24	5	3	3	3	経常費用（千円）	112,016,601	43,320,574	48,854,663	12,666,755	1,514,016
保全管理業 務林道移管 (区間)			4	5	2 (移管完了)	—	—	経常収益（千円）	112,109,029	43,410,906	48,962,723	12,563,581	1,497,014
								行政サービス実施 コスト（千円）	81,747,974	30,089,577	31,749,894	9,034,934	135,665
								従事人員数	90	65	29	19	19

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については全て各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(4) 廃止・完了後の事業に係る債権債務管理、その他の債権債務管理及び緑資源幹線林道の保全管理業務の実施 平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実にを行うとともに、機構の廃止前に着手された林道で地方公共団体への移管が終了していない箇所について、必要な維持、修繕その他の管理を行い、地方公共団体への移管等を推進する。
中長期計画	ア 債権債務管理業務等の実施 平成19年度末までに機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。 イ 保全管理業務の実施 機構の廃止前に着手された林道で移管が終了していない箇所について、地方公共団体への移管等を円滑に推進するため、関係地方公共団体との連絡調整を図りつつ、必要な維持、修繕その他の管理を着実に実施する。
年度計画	債権債務管理業務等の実施 平成19年度末までに独立行政法人緑資源機構が行った林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還等の業務を確実に行う。
主な評価指標	<主な定量的指標> <その他の指標> 林道事業負担金等の徴収額、特定中山間保全整備事業等負担金等の徴収額、NTT-A資金貸付金の徴収額 <評価の視点> 債権債務管理が適切に行われているか
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績>

	<p>債権債務管理業務等の実施</p> <p>(1) 林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金（以下「林道事業負担金等」という。）は、元利均等半年賦支払（年2回）により徴収している。この徴収を確実にし、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道県等と連絡を密にし状況の把握に努め、さらに、納付見込額等の資料提供を行うとともに、出向いて説明するなど徴収に対する理解と協力要請を行い、債権の確実な確保に努めた。その結果、林道事業負担金等に係る債権については、計画どおり4,017百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。</p> <p>(2) 特定中山間保全整備事業等の完了区域における負担金等（以下「特定中山間保全整備事業等負担金等」という。）は、元利均等年賦支払（年1回）により徴収している。この徴収を確実にし、借入金償還を適切に実行するための取組として、常日頃より関係道府県等と連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、特定中山間保全整備事業等負担金等に係る債権については、計画どおり8,200百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。</p> <p>（参考）負担金等には、農業施設整備事業において整備し譲渡した農業用施設に係る対価を含む。</p> <p>(3) NTT-A資金に係る貸付金の徴収は、元金均等年賦償還（年1回支払）により徴収しており、農業用排水施設他目的プロジェクト等を実施するためのNTT-A資金に係る貸付金については、借入金償還を適切に実行するための取組として、債務者への連絡を密にし、全額徴収への取組を行った。その結果、NTT-A資金に係る債権については、計画どおり3百万円を徴収するとともに、償還業務についても確実に実施した。</p> <p>（参考）NTT-A資金とは、国からNTT株の売却収入を無利子で借り受け、土地改良区等に対し、事業資金を無利子で融資する制度（融資については、平成14年度に廃止）</p>	
自己評価	<p>評価</p> <p>B</p>	<p><評価と根拠></p> <p>林道事業負担金等及び特定中山間保全整備事業等負担金等並びにNTT-A資金に係る債権債務については、計画どおり全額徴収し、償還業務等についても計画どおり確実に実施したことから「B」評価とした。</p> <p><課題と対応></p> <p>今後についても、確実に債権債務管理業務を行う必要がある。</p>
主務大臣による評価	<p>評価</p> <p>B</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>・林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金等に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等に係る債権債務及びNTT-A資金に係る債権債務について、徴収及び償還が計画どおり確実に実施された。</p> <p>以上のように、年度計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 行政機関、他の研究機関等との連携及び産学官連携・協力の強化		
関連する政策・施策	農業の持続的な発展 戦略的な研究開発と技術移転の加速化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0181

2. 主要な経年データ													
①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
委員会等派遣件数		2,139	2,204	2,093	1,905	1,841	予算額（千円）						
内 訳	国・地方公共団体・他独法・大学	697	745	732	706	782	決算額（千円）						
	学 公益法人・協同組合等	1,061	980	774	686	661	経常費用（千円）						
	一般法人・企業・その他	381	479	587	513	398	経常利益（千円）						
他機関との研究分担		344	334	345	439	429	行政サービス実施コスト（千円）						
内 訳	共同研究	75	84	97	79	79	従事人員数						
	受託研究等	95	80	72	84	86							
	分担研究	49	49	52	59	66							
	研究委託等	125	121	124	217	198							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関として、効率的な研究の実施及び成果の利活用の促進のため、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間等との連携・協力を積極的に行う。</p> <p>また、地域が限定される研究課題等のうち、公立林業試験研究機関等において実施可能なものについては、地方に委ねることとする。</p> <p>さらに、緊急対応を含めて行政機関等への技術情報の提供及び専門家の派遣を行う。</p>
中長期計画	<p>研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究開発を推進する中核機関として、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図り、国、他の研究機関、都道府県、大学、民間企業等との適切な連携・協力を進め、産学官連携を強化しつつ効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。特に、森林・林業分野の温室効果ガスの影響効果、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化する。</p> <p>自然災害や森林被害等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生をはじめとする重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への技術情報の提供を行うとともに、行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。</p> <p>国等の策定する規格、基準等について、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用を促進する。</p> <p>産学官の連携・強化については、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。</p> <p>国有林野を活用した研究開発、検定林の設定、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。</p> <p>林野庁が主催し、都道府県等が参画する林業研究開発推進ブロック会議、林木育種推進地区協議会等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化する。</p>
年度計画	<p>研究所は、国、他の研究機関、都道府県、大学等との連携強化を図りつつ効率的な研究開発を実施するとともに、研究情報の発信と成果の利活用を促進する。</p> <p>また、東日本大震災後の海岸林の再生や放射能汚染被害への対応に関しては、国や都道府県をはじめとする国内外の関係機関との連携を強化して、調査研究を継続するとともに、成果とりまとめを進め、関係者への適時適切な情報発信に努める。</p> <p>さらに「林業の成長産業化」に関する研究開発の取組を一層推進するため、国、関係研究機関、民間団体等との調整機能を高め、連携協力体制を強化し、迅速な成果とりまとめと情報発信に努める。</p> <p>自然災害や森林被害、放射性物質の森林への影響調査等への緊急対応のほか、喫緊の課題となっている森林・林業の再生や活性化に資する重要な森林・林業政策に対応するため、行政機関等への情報の提供や行政機関が主催する各種委員会等へ専門家の派遣を行う。</p>

	<p>また、国等が規格、基準等を定めるに当たっては、関係する委員会等への参加及びデータの積極的な提供により研究開発の成果の活用に努める。受託研究、共同研究、客員研究員制度等により、国、他の独立行政法人、都道府県、大学、民間企業等との連携・協力を進め、効率的な研究開発の実施及び成果の利活用の促進に努める。</p> <p>産学官連携の取組として、引き続きウェブサイトを通じた最新情報の提供に取り組むとともに、関係者・関係団体に、より分かりやすい実践的な情報の発信に努める。</p> <p>森林管理局・署が主催する会議や現地検討会への出席のほか、意見・情報交換会の実施、国有林野内に設置された試験地・検定林等における試験調査、森林管理局が行う技術開発への協力等を通じて国有林野事業との連携を強化する。</p> <p>また、林業研究・技術開発推進ブロック会議等を通じて、地域又は全国的に取り組むべき課題について協議し、各々の役割分担等を図るとともに、公立林業試験研究機関等に対し必要な技術指導を行うことなどにより、連携・協力関係を強化するとともに、共同して競争的資金による研究の獲得を目指す。</p>
<p>主な評価軸（評価の視点）、指標等</p>	<p>－</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	<p>業務実績</p>
	<p>豪雨、地震等による山地災害の発生に際し、林野庁や地方公共団体からの要請に応じて、平成 27 年 5 月に石川県白山市で発生した山腹崩壊災害、同年 9 月に栃木県日光市、宇都宮市、鹿沼市で発生した台風 18 号による山腹崩壊災害といった緊急対応に係る現地調査や対策委員会に専門家を派遣し、災害の原因究明、二次災害防止、復旧対策等への助言・指導を行った。</p> <p>東日本大震災に伴う海岸林等被害や放射能汚染被害への対応として、林型ごとの津波力減衰予測図と樹木の津波耐性予測図を作成し、その成果を海岸林再生（震災復興）関係機関（林野庁、東北森林管理局）主催の委員会等を通じて迅速に復興現場に伝えるとともに、講演会、シンポジウム、手引書の作成等を通じて広く紹介した。森林の放射能汚染については、現地での継続調査により蓄積状況やスギ花粉への影響を解明し、プレスリリースや林野庁の講習会、森林と放射能に関する情報のポータルサイト開設等を通じて最新の知見を社会に発信した。</p> <p>「林業の成長産業化」への取組としては、日本再興戦略（平成 26 年 6 月 24 日）における「林業の成長産業化」の具体化で求められている、国産材 CLT の普及、セルロースナノファイバー等のマテリアル利用、国産材の安定的効率的な供給体制の構築等に向けて、林野庁や公立研究機関並びに民間団体等との連携・協力により、研究開発の事業及びプロジェクトを推進して技術開発を行った。ナノセルロースについては、プレスリリース及びホームページを通して、配布を希望する企業を広く募り、希望してきた企業への配布を実施した。</p> <p>国等が規格、基準等を定める際のデータの積極的な提供については、集成材、合板、単板積層材の日本農林規格原案作成委員会、保存処理原案作成小委員会、日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能評価基準検討委員会等に委員を派遣し、研究所のデータ及び科学的知見に基づく助言等を行った。また、風速を表す指標である藤田スケールを日本の状況に合わせて気象庁が改良した「改良藤田スケール」の策定に協力し、スケールに針葉樹・広葉樹を加えることを通じてより正確な指標策定に貢献した。</p> <p>林野庁森林技術総合研修所、関東森林管理局等国の機関や一般社団法人日本森林技術協会、一般社団法人日本木材学会等、林業関係団体等が開催する委員会に職員を派遣した。</p> <p>研究機関との連携・協力については、民間、大学、試験研究機関等との間で 79 件の共同研究及び 86 件の受託研究等(*1)を行った。大学等が行う科学研究費補助金による研究の分担者としては 66 件の分担研究を進めるとともに、大学、公立・民間試験研究機関に 198 件の研究委託等(*2)を行った。</p> <p>(*1) 他の研究機関が中核機関となったコンソーシアムが受託した研究に参画したものを含む。</p> <p>(*2) 森林総合研究所が中核機関となったコンソーシアムが受託した研究に参画したものを含む。</p> <p>他の独立行政法人との連携については、建築研究所とクロスラミネーテッド ティンバー（CLT）の性能評価に関する共同研究を実施し、その成果により CLT の材料品質及び強度、並びに CLT 部材等の燃えしろ設計に関する建築基準法に基づく告示（2016 年 3 月 31 日公布・施行）の早期制定に寄与した。また、日本原子力研究開発機構と共同研究契約を結び、情報交換や現地調査で協力したほか、産業技術総合研究所が事務局の「水中の放射性 Cs モニタリング手法技術資料検討委員会」に委員を派遣し、「環境放射能モニタリングのための水中の放射性セシウムの前処理法・分析法」（平成 27 年 9 月公開）の作成に協力した。</p> <p>地方との連携については、福島県と放射能汚染木材の利用法について協議を重ね、受託研究「メタン発酵による木質バイオマス活用実証事業」を開始した。</p> <p>民間企業との連携では、日本かおり研究所株式会社との共同研究「樹木精油を利用した空気浄化剤の開発」の成果が第 40 回井上春成賞を受賞した。「合板の日」記念式典において、これまでの合板業界に果たした功績が評価され、林野庁長官表彰を受賞した。伊豆緑産株式会社との共同研究の成果である「土砂流失防止資材及び斜面緑化支援材を用いた山腹保全工法（東京クレセントロール(ToCR)）」が国土交通省が運営する NETIS（新技術情報提供システム）に登録された。「セルロースナノファイバー製造技術実証事業」では用途開発のため、60 の民間企業・研究機関にサンプルを頒布した。</p> <p>ホームページに産学官連携に係る情報を掲載するとともに、アグリビジネス創出フェア 2015、バイオマスエキスポ 2015、ウッドエコテック 2015、SAT テクノロジーショーケース 2016、nanotech2016 に出展し、研究成果の実用化に向けた連携・協力及び成果の利活用を促進した。nanotech2016 では nanotech 大賞新人賞を、SAT テクノロジーショーケース 2016 では若手特別賞を受賞した。</p> <p>森林管理局・森林管理署との連携については、山地災害への対応（人家、重要なインフラへの緊急な対応策が必要な現地調査）、低コスト作業システムの構築（森林作業道、間伐手法、更新手法、コンテナ苗）、フォレストアライメント育成（講師、現地指導）、ニホンジカの捕獲手法の開発、ニホンジカ・クマによ</p>

			<p>る剥皮（はくひ）被害対策、カシノナガキクイムシやマツクイムシ被害対策等に関する委員会、現地検討会等へ職員の派遣を実施した。また、国有林内に設定している固定試験地についての調査研究の報告、各森林管理局が開催する技術開発委員会や業務研究発表会への派遣要請に適切に対応した。</p> <p>都道府県立林業試験研究機関との連携・協力については、本所、支所及び育種センターにおいて、林野庁が主催する林業研究・技術開発推進ブロック会議（研究分科会、育種分科会）の運営に中核機関及び事務局として積極的に関与するとともに、各林業試験研究機関連絡協議会の運営に主体的に関わった。また、都道府県立林業試験研究機関の研究成果を編集して「公立林試研究成果選集 No. 13」として発行した。</p>
自己評価	<p>評定</p>	<p>B</p>	<p>自然災害や森林被害等への緊急対応では、林野庁や地方公共団体からの要請に応じて、石川県白山市で発生した山腹崩壊災害、栃木県日光市、宇都宮市、鹿沼市で発生した台風 18 号による山腹崩壊災害等の緊急対応に係る現地調査や対策に係る委員会に専門家を派遣し、災害の原因究明、二次災害防止、復旧対策等への助言・指導を行った。</p> <p>国、他の研究機関、都道府県、大学及び民間企業との連携・協力を進めるため、行政機関や林業関係団体等が行う各種専門委員会へ専門家を派遣し、連携を強化した。</p> <p>ホームページに産学官連携に係る情報を掲載するとともに、研究成果の実用化に向けた連携・協力及び成果の利活用を促進した。地域又は全国的に取り組むべき課題を協議するため、林業研究・技術開発推進ブロック会議（研究分科会、育種分科会）を通して、積極的に関与し、公立林業試験研究機関に対して技術指導を行うなど、連携・協力関係を強化した。</p> <p>以上のように、行政機関や他の研究機関と種々連携することによって、産学官連携・協力を強化するとともに、自然災害や震災の復旧・復興に貢献したことを評価して、「B」と評定した。</p>
主務大臣による評価	<p>評定</p>	<p>B</p>	<p>< 評定に至った理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害発生時の緊急対応では、現地調査や対策委員会へ専門家を派遣することで助言・指導を行っており、社会要請に適切に対応できた。 ・ 東日本大震災被害に伴う海岸林被害、放射能汚染被害への対応では、関係機関主催委員会、講演会、シンポジウム、手引書の作成、ポータルサイト開設を通じて最新の知見が広く社会に発信された。 ・ 計 429 件の研究分担を行っており、十分に他の研究機関との連携・協力がなされた。 ・ 林業研究・技術開発推進ブロック会議では事務局として関与し、都道府県立林業試験研究機関との連携・協力がなされた。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>
4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-5	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 成果の公表及び普及の促進		
関連する政策・施策	農業の持続的な発展 戦略的な研究開発と技術移転の加速化	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 27-⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0181

2. 主要な経年データ								
① 主な参考指標情報				② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
学会等での発表件数		1,100	1,181	1,145	1,087	1,223		
国際学会等参加者数		99	87	108	109	63		
研究員一人当たりの論文数		1.01	1.17	1.14	1.12	1.06		
報告論文数 (英語投稿数)		458 (247)	507 (265)	496 (248)	491 (245)	480 (260)		
文献データベース(FOLIS)検索 システムの利用数		12,133	13,772	14,702	12,781	10,375		
特許登録数		13	11	6	16	16		
刊行物発行数(研究開発)		63	62	62	61	46		
ホームページアクセス数 (23、24年度は参考値)		千件 (4,932)	千件 (4,021)	千件 3,247	千件 3,291	千件 3,672		
一般公開、発表会等参加人数 (研究開発)		36,797	46,960	42,288	50,260	40,174		
森林講座等開催数(研究開発)		25	26	24	26	24		
一般公開等開催数(研究開発)		12	18	18	21	24		
遺伝子銀行110番受入れ件数		件数：22 点数：22	件数：17 点数：17	件数：27 点数：29	件数：15 点数：29	件数：13 点数：17		
遺伝子銀行110番戻り件数		件数：11 点数：11	件数：27 点数：36	件数：17 点数：17	件数：9 点数：10	件数：18 点数：18		
				② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
				予算額(千円)				
				決算額(千円)				
				経常費用(千円)				
				経常利益(千円)				
				行政サービス実施コスト(千円)				
				従事人員数				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(1) 成果の公表及び広報 研究開発の成果は、積極的に国内外の学術雑誌等への論文掲載、学会での発表により公表するとともに、その成果及び活動状況については、マスコミ等へのプレスリリース、研究所の広報誌、ウェブサイト(ホームページ)等を通じて積極的に広報を行う。 また、研究所が創出した成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、更なる研究活動の進展につなげるために、国民との双方向コミュニケーションを積極的に推進する。</p> <p>(2) 成果の利活用の促進 各種行政的課題の解決や森林・林業・木材産業の現場での活用で役立つため、成果の利活用を促進する。 また、特許等の知的所有権を適正に管理するとともに、民間等への技術移転活動を活性化し、その利活用の促進を図る。</p>
中長期計画	<p>(1) 成果の公表及び広報 研究開発の成果等については、研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、一般市民、自治体、各種団体等との連携やネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションに努める。 国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行う。 研究者一人当たりの論文発表数は年平均1.0報を上回るよう努める。</p> <p>(2) 成果の利活用の促進 普及可能な技術情報は、マニュアル、データベース等により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。 また、自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。 知的所有権の取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。</p>

<p>年度計画</p>	<p>(1) 成果の公表及び広報 研究開発の成果等については研究報告、広報誌等の印刷物、研究所のウェブサイト、マスコミ等の様々な広報手段を活用し、効率的かつ効果的な広報活動を推進する。また、社会的に関心の高いテーマを取り上げた公開講演会や、プロジェクト成果の公開シンポジウムを開催し、一般市民、自治体、各種団体等との連携や地域ネットワーク作りを通じて、国民との双方向コミュニケーションの向上に努める。 国内学会、国際学会、シンポジウム等に参加して研究開発の成果の発表を積極的に行うこととし、研究者一人当たりの論文発表数は年平均 1.0 報を上回るよう努める。</p> <p>(2) 成果の利活用の促進 普及可能な技術情報は、分かりやすいマニュアルやデータベース等としてホームページに掲載するなどの方法により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図る。 自治体、各種団体主催のイベントや展示施設等を活用して、成果の紹介や利活用を促進する。 知的所有権については、目的に応じた取得に努め、効率的な維持管理を図るとともに、ウェブサイト、各種展示会等を通じて情報提供し、その利活用の促進に努める。</p>
<p>主な評価軸（評価の視点）、指標等</p>	<p>—</p>
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	<p>—</p>
<p>業務実績</p>	<p>(1) 成果の公表及び広報 下記により成果の公表及び広報活動を推進するとともに、国民との双方向コミュニケーションに努めた。</p> <p>① 研究所が発行した印刷物等 刊行物については、研究報告、研究成果選集、季刊森林総研、年報、研究情報を始め、各種刊行物を発行した。また、森林総合研究所創立 110 周年記念誌「森林総合研究所百十年のあゆみ」(CD 版) を配布した。なお、主な配布先は行政機関、公的研究機関、大学、農業高校、公的図書館、林業・木材協会、新聞社などである。</p> <p>② 研究所が開催したシンポジウム・一般公開等 i 平成 27 年度森林総合研究所公開講演会 平成 27 年度森林総合研究所公開講演会を本・支所において開催した。本所の公開講演会は平成 27 年 10 月 15 日にヤクルトホールにおいて、「木材利用が切り拓く未来」をテーマに、平野陽子氏 ((株)ドットコーポレーション代表取締役 一級建築士) を外部講演者として迎えるとともに、森林総合研究所研究員 3 名が研究成果について講演を行った。</p> <p>ii 公開シンポジウム 本所の「国際森林デーシンポジウム：COP21 パリ協定が求める森林のすがた」、北海道支所の「公開シンポジウム：前進する北の林業—先進機械による伐採・造林一貫システムの開発—」、九州支所の「国際生物多様性の日 記念シンポジウム：九州・沖縄の生物多様性の保全と活用」など、本・支所・科学園及び各種研究プロジェクトがシンポジウムを開催し、研究成果の公表に努めた。</p> <p>iii 一般公開 一般市民に研究所の活動に触れて研究への理解を深めていただくことを目的として、本支所・科学園において一般公開を開催した。本所の一般公開(2 日間で 1,097 名来館)では、研究成果の展示説明、樹木園ツアー、木材標本庫ツアー、子供向けのウッドクラフト、苗木プレゼントなどを実施し、親子で木や森林、所の研究成果に触れてもらう機会を設けた。また、夏休みイベントとして、子ども樹木博士や昆虫教室を開催するとともに、もりの展示ルームを「つくばちびっ子博士 2015」の会場の一つとして夏休み 45 日間に公開を行った(4,788 名来館)。もりの展示ルームでは、木材の基本知識を分かりやすく展示するとともに、シカの企画展、生きたカブトムシの観察、林業機械のプラモデル展示など、多くの見学者に喜んでいただいた。</p> <p>iv 育種部門における広報活動 林木育種センターでは、普及可能な技術情報は、分かりやすいマニュアルやデータベース等としてホームページに掲載するなどの方法により公表し、積極的に森林所有者、関係業界等への利活用の促進を図った。 また、林木育種センター主催で「最先端へのアクション！進化する林木育種！～次世代品種が変わる、日本の森林・林業～」をテーマに林木育種成果発表会を開催し、成果発表の中では、平成 27 年度開発品種の解説や今後の林木育種の展望について報告を行った。さらに、東北育種場では、「復興の願いを込めよう松原に」をテーマに公開セミナーを開催した。また、林木育種センターにおける「林木遺伝子銀行 110 番」による「会津五桜」の一つ、福島県会津坂下町指定天然記念物「杉の糸桜」の後継樹の里帰りや、東北育種場における海岸防災林再生のための取組などをプレスリリースし、積極的な広報活動を行った。 研究情報についての新聞報道は 48 件で、TV、ラジオによる報道は、8 件であった。主な話題となったキーワードは、「林木遺伝子銀行 110 番」による里帰りであった。</p> <p>③ 協賛・後援した催事への出展 森林総合研究所が主催するシンポジウム、研究会、森林講座などのほか、農林水産省や地方自治体等が主催する諸催事に後援や協賛を行うとともに積極的に出展を行った。具体的には、「農林水産省 消費者の部屋」、「みどりふれあうフェスティバル」、「バイオマスエキスポ」、「林野庁中央展示」、「うしくみらいエコフェスタ」、「つくば科学フェスティバル」、「環境研究シンポジウム」等に出展した。これらの展示では、木質バイオマスや</p>

セルロースナノファイバー等の最新の研究成果についてパネル・成果物の展示説明、森林・林業・木材産業の情報発信、木育のイベントなどを行った。

林木育種センターでは、「青少年のための科学の祭典・日立大会」で、「樹木の種からクリスマスキャンドルをつくろう」を出展し、「エコフェスひたち2015」では、研究の紹介や木の円盤、ドングリ、木片等を使った工作などを行った。

④教育機関への職員の派遣

つくば市内の小中学校からの依頼により、親しみやすい形で科学知識や研究成果を伝えるため、研究者を3回派遣し、水のろ過実験やきのこ等をテーマに授業を行った。

⑤施設展示の更新

本所の「もりの展示ルーム」では、展示内容を更新して、林業機械の変遷、チェーンソー用の防護服、木材の快適性について展示を新たに加えるとともに、特別展示として「シカの生態と森林の保全」を企画・開催した。従来と同様に、来場者への案内、説明等の一部業務はNPO法人へ委託した。

⑥ホームページでの広報

研究所のホームページに最新の情報を掲載するとともに、研究成果の広報・普及のため下記の取組を行った。昨年度の研究所ホームページへのアクセス総数は3,672千件（平成26年度：3,291千件）となった。トップページに画像入り特集を組み込む等のホームページの改善に取り組んだ効果もあり、アクセス数が前年度に比べ大幅に増加した。

i 研究所が主催・後援するシンポジウム等の広報

研究所が主催・後援するシンポジウム等の広報をホームページ上に適宜掲載し広報を図った。

ii 「研究最前線」

各種学会誌に掲載された森林総合研究所研究職員執筆論文64件（平成26年度：29件）について、内容を分かりやすくまとめたものを「研究最前線」コーナーに掲載し、学会誌の刊行に合わせて迅速に研究情報を提供した。

iii 文献データベースの更新

文献情報については、図書資料管理システム（ALIS）への入力及び、林業・林産業国内文献データベース（FOLIS）への入力を実施した。

⑦プレスリリース

研究成果のプレスリリースを積極的に行い、「木質バイオマス発電の事業採算性評価ツールを開発」、「アマゾン熱帯林全域の高精度樹高マップを作成」、「樹木種子の発芽率を飛躍的に向上させる選別技術を開発」等、9件のプレスリリース（平成26年度：7件）を実施し、成果を発信した。

⑧学会等での成果発表

i 学会誌等での成果発表

研究員1人当たりの発表論文数の実績値は1.06報（査読審査を行っている論文480報、研究職員数451人）となり、目標値の年1.0報を上回った。また、英文報告数は260報であり、論文報告数に対する比率は54%となった。公表した主な学会誌等は、Journal of Forest Research, Journal of Wood Science, Forest Ecology and Management, Soil Science and Plant Nutrition、森林学会誌、森林利用学会誌、木材工業などである。

ii 研究集会での成果発表

国内外の学会、シンポジウム等に参加し、口頭及びポスターにより1,223件（平成26年度：(1,087)件）の発表を行った。主な大会としては、IUFRO Tree Biotechnology Conference 2015TM（国際森林研究機関連合ツリーバイオテクノロジーコンファレンス2015）、22nd International Wood Machining Seminar（第22回国際木材機械加工セミナー）、52nd annual meeting of the association for tropical biology and conservation（第52回熱帯生物学と保全に関する協会の年次学会）、第251回アメリカ化学会（251st ACS National Meeting & Exposition）、The Wildlife Society, 22nd annual conference（野生動物学会第22回年会）などがある。

国際学会等が主催する国際研究集会での研究発表のため、55名（運営費交付金18名、外部資金37名）（平成26年度：100名）を海外へ派遣したほか、研究開発力強化法による職務専念義務の免除により8名（平成26年度：9名）が国際学会等に参加した。

⑨森林整備センターにおける広報活動

大規模な山火事発生からの復旧に取り組んでいる群馬県前橋市において、研究部門、森林保険部門と連携しつつ、シンポジウム「山火事跡地の緑の再生」を開催し、水源林造成事業による復旧に向けた取組や研究部門、森林保険部門、自治体、関係団体における取組について発表・報告したほか、これらを踏まえた山火事対策についてのディスカッションを行うとともに、その模様について、報道機関各社に取り上げられた。（参加人数約200人）

また、一般市民や小学生等を対象とした植樹祭、森林教室を開催し、地域住民とのコミュニケーションを通じて、水源林造成事業に対する理解の醸成を図るとともに、自治体等が主催する森林・林業に係る各種イベントに参加し、これらについてもホームページ等に掲載し広く情報発信を行った。

なお、年度計画を踏まえ、森林整備センターで行った各地の主なイベントは、以下のとおり。

- 「豊かな海を育む森林の復興植樹祭」（東北北海道整備局）
- 「海岸防災林再生支援植樹式」（東北北海道整備局）
- 「森林教室」（中部整備局）
- 「森林教室」（近畿北陸整備局）
- 「森・川・海を育む植樹祭 IN 香川」（中国四国整備局）
- 「お山のお仕事体験」（九州整備局）

(主催・協賛等イベント：36件)

(2) 成果の利活用の促進

① 研究成果選集

平成 27 年版研究成果選集では、「コンテナ苗の低コスト化のための充実種子選別技術」、「タワーヤーダを活かす中間サポートの作設技術」、「仏像を壊さずに木の種類を調べるー非破壊的な識別法の開発ー」、「木質バイオマス発電事業はもうかるか 事業採算性評価ツールの開発」、「隠れた伐採も見逃さないー宇宙から森林劣化を監視するー」、「台風でも流れにくい放射性セシウム」、「大量のおとり丸太でナラ枯れ対策」、「心材の含水率が低いトドマツ品種の開発」、「林木遺伝資源の収集・保存手法の開発」など 32 件の主要な成果を公表し、研究成果の普及に努めた。

② 林業新技術 2015

現場への普及が期待される「近赤外光を用いた健全なスギ種子の自動判別技術」、「中距離対応型架線集材システムの開発」、「木材の直接メタン発酵技術ー放射能汚染した木材にも応用可能な新技術ー」、「地下の見えないマツタケ菌糸を測る」、「サクラ栽培品種のクローンを増殖・保存する」、「木材生産のための過密林の間伐のしかた」、「木製治山ダムを効率的に修繕する」、「宮崎モデルによる大規模建築物の木造化に関する研究」、「トドマツの水食い材発生の低減に向けた心材含水率の改良」を選定し、最新の技術を紹介する林業新技術 2015 として刊行した。

③ 成果普及のためのマニュアル類の作成と講習会・講演会の開催

林業現場あるいは行政等の要望に応えるべく研究成果を取りまとめ、技術マニュアルとして「新世代種苗の増殖マニュアル」、「スギ花粉 Q & A ー スギ花粉量は将来減らせますか？ー」、「コンテナ苗を活用した主伐・再造林技術の新たな展開ー実証研究の現場からー」、「緩中傾斜地を対象とした伐採造林一貫システムの手引き」、「寒冷地におけるマツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ苗木の安定供給ー採種園管理者と苗木生産者のためのマニュアルー」、「これからの森づくりのために持続的な人工林管理のヒント」などのマニュアルやパンフレットを発行し、冊子や web 上で広く配布するとともに、「国産材を原料としたセルロースナノファイバー技術セミナー」などの講習会を開催し、成果の普及に努めた。

森林における放射性物質の影響調査に関しては、郡山市でシンポジウムを行ったほか、福島市で研修会、田村市で意見交換会、田村市及び川内村で見学会を行うなど、各種団体や行政等の要請に応えた取組を実施した。

④ 研究所が所有する知的財産

特許等の知的財産の取扱いのうち、発明等の取扱いについては「職務発明規程」に基づき、職務発明委員会による出願審査等を経て出願を行い、平成 27 年度の特許出願数は、国内 2 件（平成 26 年度：6 件）、国外 1 件（同：2 件）で、登録数は国内 10 件（同：9 件）、国外 6 件（同：7 件）であった。

取得した特許の利用促進、企業への技術移転を図るため、平成 19 年 11 月に策定した「知的財産ポリシー」に基づき、所のホームページを始め、茨城県中小企業振興公社、開放特許情報データベースサポートセンターの外部機関ホームページに「特許情報」を掲載して情報提供するとともに、研究成果等を企業等に紹介した。

「アグリビジネス創出フェア 2015」に 8 件、「SAT テクノロジー・ショーケース 2016」に 1 件、「nanotech2016」に 1 件、「日本木工機械展ウッドエコテック 2015」に 4 件を出展し、企業への技術移転に取り組んだ。実施許諾として、前年度に続き「耐火集成材」に関する特許について、新規に実施許諾契約を締結した。

⑤ 森林整備技術普及のための取組（シナジー効果発揮に向けた取組）

森林整備センターでは、各整備局において、森林施業のコスト縮減、列状間伐、複層林施業及び丈夫で簡易な路網整備等の技術について、造林者等を対象とした検討会を研究開発部門の協力を得ながら実施することにより、造林技術の高度化に資する技術を橋渡しするとともに、事業を通じて蓄積されたこれら技術情報について、ホームページを通じて情報提供を行い、成果の利活用や普及に努めた。

自己評価

評定

B

平成 27 年度においては、成果の公表及び広報、成果の利活用の促進に努めた。研究所主催の公開講演会やシンポジウムを通じて研究成果を公表した。また、各種学会誌に掲載された論文について、内容を分かりやすくまとめたものを「研究最前線」コーナーに掲載し、学会誌の刊行に合わせて迅速に研究情報を提供した。研究成果に基づいたマニュアルやパンフレットの発行・配布やホームページでの情報発信とともにプレスリリースを行った。

国内外の学会、シンポジウム等に積極的に参加するなどして、多様な情報発信の場を利用して多くの成果を発信した。

研究員 1 人当たりの主要学術誌掲載論文数は年 1.0 報を上回り、目標を達成した。また、国内外合わせて 16 件の特許登録を行うとともに、取得した特許の普及に取り組んだ。

以上の成果より、当初の目標を達成したので、自己評価を「B」と評定した。

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

- ・研究員一人あたりの発表論文数は 1.06 報と目標 1.0 を上回った。
- ・前年度に引き続き、「耐火集成材」に関する特許について新規に実施許諾契約を締結しており、成果の実用化がなされた。

以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-6	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 専門分野を生かしたその他の社会貢献		
関連する政策・施策	農業の持続的な発展 戦略的な研究開発と技術移転の加速化	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人森林総合研究所法第11条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省27-⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0181

2. 主要な経年データ						
①主な参考指標情報				②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
分析、鑑定依頼件数		197	125	164	149	173
講師派遣件数の推移		375	456	396	453	399
受託研修生受入数		78	72	71	86	90
内 訳	独立行政法人	1	0	1	0	0
	地方公共団体・公立林試	25	16	22	24	16
	大学	51	48	45	58	68
	民間企業等	1	8	3	4	6
海外研修生受入数		177	278	200	216	135
講習会の実施回数		24	24	22	21	23
内 訳	国際協力のための専門家派遣数	91	111	105	87	99
	COP20、ISO等会合等	25	20	17	16	15
	JICA短期専門家	8	16	17	18	13
	JICA調査団員	5	9	1	0	2
	JICAボランティア派遣	0	0	0	1	1
	CIFORプロジェクトリーダー	1	1	0	0	0
	JIRCAS短期在外研究員	6	14	5	7	14
内 訳	国際共同研究等件数	111	66	65	74	65
	MOU等による共同研究	29	27	29	26	25
	CIFOR	1	1	1	1	1
	JICA/JST	2	3	3	3	1
	JSPS-JICA派遣事業	1	0	0	0	0
	交付金プロジェクト	4	0	0	0	0
	外部資金等プロジェクト	34	26	20	33	31
	科学技術協力協定（二国間）	37	6	9	4	2
運営費交付金	3	3	3	7	5	
海外からの受入れ研究員数		28	29	27	28	17
内 訳	招聘研究員	25	25	22	17	10
	日本学術振興会フェロシップ等	3	4	5	11	7
国内の学会への対応件数		93	109	98	146	174

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 分析及び鑑定 林業用種子の発芽鑑定等、行政、関係業界等から依頼される各種の分析及び鑑定については、研究所の有する高い専門知識が必要とされるものを実施する。 (2) 講習及び指導 国、都道府県、大学、海外研究機関、民間等に対し、講師の派遣及び研修生の受入れ、技術指導等を行う。

	(3) 国際機関、学会等への協力 海外研究機関、国際機関、学会等への研究等に関する専門家の派遣等を行う。
中長期計画	(1) 分析及び鑑定 民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。 (2) 講習及び指導 研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。 海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。 新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計 100 回を目標に開催する。 (3) 国際機関、学会等への協力 我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。 政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。
年度計画	(1) 分析及び鑑定 民間、行政機関等からの依頼に応じ、研究所の有する専門的知識が必要とされる林業用種子の発芽鑑定、木質材料の耐久性試験、木材の鑑定等を行う。 (2) 講習及び指導 研究成果を活用した講習の実施、国、都道府県、団体等が主催する講習会等への講師の派遣、情報の提供等を積極的に行うとともに、これらの機関から若手研究者等を研修生として受入れ、研究者としての人材育成・資質向上に寄与する。 また、海外研究機関等からの研究者を研修生として受け入れることにより、人材育成に寄与する。 さらに新品種等の利用を促進するため、都道府県等に対し、採種（穂）園の造成・改良技術等の林木育種技術について、各種協議会等における指導を行うとともに、講習会を合計 20 回を目標に開催する。 (3) 国際機関、学会等への協力 我が国を代表する森林に関する総合的研究を行う機関として、国際機関の専門家会合及び国内外の学会等に専門家を派遣する。 また、政府の行う科学技術に関する国際協力・交流に協力する。
主な評価軸（評価の視点）、指標等	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	(1) 分析及び鑑定 林業用種子の発芽効率の鑑定（34 件）、線虫検出検査（73 件）、木材の鑑定（33 件）等合計 173 件（平成 26 年度：149 件）の依頼があり、これらの中には国や地方公共団体から依頼を受けた鑑定が含まれていた。 (2) 講習及び指導 外部からの依頼により研修講師として 399 人（平成 26 年度：453 人）の派遣を行った。 主な依頼元は、森林技術総合研修所等の国の機関、他の独立行政法人、都道府県等地方公共団体、国立大学法人、公益法人、NPO 等多岐にわたっており、本所のほとんどの研究領域、全支所、林木育種センターで対応した。 受託研修生については、大学、県、民間から 90 名（平成 26 年度：86 名）を研修生として受け入れた。県の研修生に対しては高度な研究調査手法や実験技術等を、大学の学生に対しては研究の基礎的方法等を指導した。 研修終了時に研修生に対してアンケート調査を行い、研修内容に対する評価をモニターするとともに、アンケートの結果を研修生の受入れや実施態勢を検討する際の参考として利用し、ニーズに応えた研修の改善に活用している。 外からの研修生の受入れについては、(独)国際協力機構（JICA）等の個別研修で 41 か国 101 名（1 日：73 名、2 日以上～1 か月未満：28 名）を受け入れた。各研修員については、研究概要の説明と最新の研究課題の講義・議論により、国際交流・友好関係の進展に貢献した。JICA 集団研修生については、希望研修課題と受け入れ研究室との調整を十分に行い、研修効率を高めるように努めた。 林木育種に係る研修員の受入れは 14 か国、34 名（「気候変動への適応のための乾燥地耐性育種プロジェクト」（ケニア）6 名、「中華人民共和国森林事業管理」（中国）3 名、「持続可能な森林経営のための推進手法の向上研修」11 名、「地域住民の参加による多様な森林保全」14 名）を受け入れた。 各種会議における技術指導については、地方公共団体等に対して、新品種の利用を促進するため、特定母樹の普及等について 22 回実施した。現地における技術指導についても、スギのつぎ木等について 81 回実施した。 講習会については、都道府県等に対してカラマツの環状剥皮（はくひ）等について 23 回実施した。 その他、来所（場）者に対する指導については 34 回、文書による指導は 54 回実施した

	<p>(3) 国際機関、学会等への協力</p> <p>日本の政府機関や法人、外国機関等との国際協力を進めるため、気候変動枠組条約締結国会議(COP21)、気候変動枠組条約第42回補助機関会合(SB42)、国際標準化機構(ISO)等の国際機関主催の専門家会合委員、国際協力機構(JICA)の短期専門家及びボランティア派遣、国際農林水産業研究センター(JIRCAS)林業プロジェクト短期在外研究員等として、99名(平成26年度:87)の専門家を26か国(アメリカ、イタリア、インド、インドネシア、エストニア、オーストラリア、オーストリア、カナダ、韓国、カンボジア、ケニア、スウェーデン、タイ、中国、ドイツ、ニュージーランド、フィジー、フィンランド、ブラジル、フランス、ベトナム、マレーシア、ミクロネシア、南アフリカ、モンゴル、ラオス)、1地域(南極地域)へ派遣した。</p> <p>また、海外の大学や国際研究機関等と連携・協力し、合計40件(平成26年度:48件)の国際共同研究やプロジェクト研究を実施した。内訳は、国際林業研究センター(CIFOR)1件(平成26年度:1件)、JICA/JSTプロジェクト1件(同3件)、外部資金等プロジェクト31件(同:33件)、及び科学技術協力協定等に基づく二国間共同研究2件(同:4件)、運営費交付金5件(同:7件)である。当所外国人研究者受入規則及び日本学術振興会のフェローシップ制度により7名(同:11名)を受け入れた。なお、平成27年度に締結していたMOU(覚書:Memorandum of Understanding)及びLOA(合意書:Letter of Agreement)の数は、25件(同:26件)であった。</p> <p>当所外国人研究者受入規則及び日本学術振興会のフェローシップ制度により7名(同:11名)を受け入れた。</p> <p>国内の学会等への協力については、174件(平成26年度:146件)行った。具体的には、日本木材学会、日本接着学会、森林利用学会、日本森林学会、日本エネルギー学会等の専門委員会委員等として学会活動に参加し、積極的に貢献した。</p>
自己評価	<p>評定 B</p> <p>民間及び行政機関からの依頼に応じて、分析や鑑定業務を着実に実施し、要請に応えた。また、外部からの多様な要請に対応し、講習会等への研修講師として派遣を行うとともに、各機関から若手研究者等を研究生として受け入れ、研究者としての人材育成や資質向上に寄与した。また、国際協力や国際交流の観点から、JICA等の研修生を積極的に受け入れ、国際的な人材の育成に寄与した。</p> <p>都道府県等にカラマツの環状剥皮等について講習会を23回実施した。</p> <p>国際共同研究や海外プロジェクト研究を実施するとともに、外国人研究者の受け入れを積極的に行い、国が行う科学技術に関する国際連携・協力及び国際交流に貢献した。また、森林総合研究所は我が国を代表する森林・林業に関する総合的研究機関と認識し、国際機関の専門家会合や国内外の学会等に専門家を派遣し、国際機関や学会に協力した。</p> <p>以上のように、専門分野を生かして、国内外に広く社会貢献していることを評価して「B」と評定した。</p>
主務大臣による評価	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 分析・鑑定については、外部からの依頼に適切に対応した。 講習・依頼についても外部からの依頼に適切に対応しており、大学・県・民間からの研修正やJICAの個別研修による海外からの研修生の受け入れによる国際的な人材育成に寄与した。 国際機関等への専門家派遣、海外の大学や国際研究機関との共同研究など、国際機関・学会へ協力した。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>
4. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率化目標の設定等		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 27-⑩、27-⑰、27-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標 期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(千円) (研究開発)	対前年度比3%の抑制	905,297	857,972 (94.8%)	827,493 (96.4%)	800,200 (96.7%)	773,726 (96.7%)	748,046 (96.7%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、前年比
業務経費(千円) (研究開発)	対前年度比1%の抑制	1,652,576	1,636,050 (99.0%)	1,619,690 (99.0%)	1,603,493 (99.0%)	1,587,458 (99.0%)	1,571,583 (99.0%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、前年比
(参考指標) 業務経費と一般管理費の 予算額合計の削減額(千円)		135,848 (42,146)	63,851 (43,685)	46,839 (42,100)	43,490 (41,022)	42,509 (40,041)	41,555 (39,086)	()内数値は、対前年度比一般管理費 の3%及び業務経費の1%の合計額
一般管理費(千円) (水源林造成事業等)	平成22年度経費と比較して30% 削減	730,200	564,107 (22.8%)	357,454 (51.0%)	375,337 (48.6%)	379,115 (48.1%)	391,848 (46.3%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、基準年度との比較値
人件費(千円) (水源林造成事業等)	平成22年度経費と比較して20% 削減	3,675,958	3,114,542 (15.3%)	2,965,372 (19.3%)	2,777,622 (24.4%)	2,735,361 (25.6%)	2,714,590 (26.2%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、基準年度との比較値
事業費(千円) (水源林造成事業等)	平成22年度経費と比較して30% 削減	57,237,550	50,646,306 (11.5%)	53,105,474 (7.2%)	47,671,757 (16.7%)	45,492,137 (20.5%)	43,732,686 (23.6%)	基準値は平成22年度経費 ()内数値は、基準年度との比較値
総人件費 (研究開発)(千円) (参考指標)	平成23年度において、平成17 年度と比較して、6%以上の削減	5,706,293	5,632,389 (△6.8%)	5,117,674	5,104,358	5,631,081	5,872,526	
ラスパイレス指数			99.6 99.5	99.5 98.1	99.1 98.0	100.3 98.0	102.3 100.5	上段は事務・技術職員 下段は研究職員

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(1) 研究開発</p> <p>人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制をすることを目標に、削減する。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）に係る取組を平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成22年11月1日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。</p> <p>なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除くこととする。</p> <p>① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員</p> <p>② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）</p>

(2) 森林保険業務

森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。

その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意することが必要である。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

(3) 水源林造成事業等

事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成 22 年度経費と比較して、①一般管理費については 30 %、②人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については 20 %、③事業費については 30 %削減する。

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。

総人件費についても、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直すこととする。

中長期計画

(1) 効率化目標

ア 研究開発

人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも対前年度比一般管理費の 3 %及び業務経費の 1 %の合計に相当する額を抑制することを目標として、削減を行う。

イ 森林保険業務

森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。

その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。

ウ 水源林造成事業等

事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化を図るとともに、引き続き事業の廃止に伴う雇用確保対策等を進めることを前提に、中期目標期間の最終事業年度に平成 22 年度経費と比較して、①一般管理費については 30 %、②常勤役職員の人件費（退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については 20 %、③事業費については 30 %削減する。

(2) 給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、平成 21 年度の対国家公務員指数が 102.0（事務・技術職員（年齢勘案））であることを踏まえ、引き続き、給与水準の見直しを行い、平成 23 年度までに国家公務員と同程度とするとともに、平成 24 年度以降においても、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、検証結果や取組状況を公表する。

(3) 総人件費

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成 23 年度も引き続き着実に実施し、平成 23 年度において、平成 17 年度と比較して、研究所の人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分等を除く。）について 6 %以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、厳しく見直しを行う。また、人件費の 5 %以上の削減を達成した機構から承継した職員に係る人件費については、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」（平成 20 年 6 月 9 日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書）に基づき、総人件費改革の対象外とする。

なお、以下の常勤の職員に係る人件費は、総人件費改革の削減対象から除く。

- ① 競争的資金、受託研究資金又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ② 任期付研究者のうち、国からの委託費及び補助金により雇用される者及び運営費交付金により雇用される国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者並びに若手研究者（平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。）
- ③ 森林保険業務に従事する職員

年度計画	<p>(1) 効率化目標</p> <p>ア 研究開発 人件費を除く運営費交付金予算で行う業務（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、平成 26 年度予算比で、一般管理費の 3 % 及び業務経費の 1 % の合計に相当する額以上の削減を行う。</p> <p>イ 森林保険業務 森林保険業務は、政府が運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、事務費の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討するなどによりコスト意識の徹底を図り、国と都道府県が行ってきた業務の一元化などにより効率的な業務運営に努め、将来的な事務費のスリム化に繋げる。 その際、業務量及びそれに伴う事務費は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。</p> <p>ウ 水源林造成事業等 業務運営の効率化を図り、平成 22 年度経費と比較して、補正予算の影響額を除き、一般管理費については 40 %、人件費について 22 %、事業費については 22 %削減する。</p> <p>(2) 給与水準 給与水準については、国家公務員の水準となるよう取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>(3) 総人件費 総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 23 年 10 月 28 日閣議決定）に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、必要な措置を講ずることとする。</p>																				
主な評価指標	<p>効率化目標（研究開発）：一般管理費削減率、業務経費削減率 効率化目標（水源林造成事業等）：一般管理費削減率、人件費削減率、事業費削減率 総人件費（研究開発）</p>																				
法人の業務実績等・自己評価																					
業務実績	<p>(1) 効率化目標</p> <p>ア 研究開発 夏季（6 月～9 月）・冬季（12 月～3 月）における空調・照明・冷凍庫等の節電対策の実施により、都市ガス・上下水道の使用量が削減し、ガス料金の単価引下げにより光熱水料が 5,000 万円の経費節減となった。 車両の更新において、リース車を 1 台削減した。結果、約 34 万円の経費節減となった。 予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約 55 ㎡、建物 1 棟を森林管理署へ返還し、また、土地の算定地目（雑種地から山林へ）の見直し協議を森林管理署と行い、27 年度は 26 年度比で約 1,398 万円節減した。 予算上、平成 27 年度の業務経費は前年度に比し 3.3 %減、一般管理費は前年度に比し 1.0 %の減となった中で、上記の取組により削減目標を達成した。</p> <p>○運営費交付金、及びそれに係る業務経費と一般管理費の予算額（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="501 1102 1402 1238"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 2 6 年度</th> <th>平成 2 7 年度</th> <th>(対前年度比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金</td> <td>9,535,454</td> <td>9,350,881</td> <td>98.1%</td> </tr> <tr> <td>業務経費</td> <td>1,587,458</td> <td>1,571,583</td> <td>99.0%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費</td> <td>773,726</td> <td>748,046</td> <td>96.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,361,184</td> <td>2,319,630</td> <td>98.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 森林保険業務 (ア) コスト意識の徹底に向けた取組 森林保険センター内に業務運営プロジェクトチームといった業務運営等を検証する場を設置したほか、出張の際のバック等の利用、詰め替え文具用品の利用促進等を行い、職員のコスト意識の徹底を図った。 (イ) 事務費の節減に向けた取組 森林国営保険当時に国と都道府県で行ってきた業務の一元化による効率的な業務運営に努めるとともに、これをより着実なものとするため、法令に基づき委託している業務に関して、委託先である森林組合連合会等への指導・研修に注力した。</p>	区 分	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	(対前年度比)	運営費交付金	9,535,454	9,350,881	98.1%	業務経費	1,587,458	1,571,583	99.0%	一般管理費	773,726	748,046	96.7%	合計	2,361,184	2,319,630	98.2%
区 分	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	(対前年度比)																		
運営費交付金	9,535,454	9,350,881	98.1%																		
業務経費	1,587,458	1,571,583	99.0%																		
一般管理費	773,726	748,046	96.7%																		
合計	2,361,184	2,319,630	98.2%																		

ウ 水源林造成事業等
 (ア) 一般管理費

事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、平成 23 年度に実施した森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借上げ経費を平成 22 年度と比較して 171,148 千円削減したこと、また、特定中山間保全整備事業等の事業区域等の完了に伴う効果や従来から取り組んでいる室内の温度管理・昼休みの消灯等による電気使用の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進、カラーコピーの使用の抑制や定期刊行物の購読の見直しなどにより事務費を平成 22 年度と比較して 53,498 千円削減するなど経費の削減を図り、一般管理費全体で平成 22 年度と比較して 46.3 % の削減となり年度計画の削減目標（40 %）を達成した。

(イ) 人件費

水源林造成事業等の業務内容・規模を踏まえ、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成 27 年度の人件費は、平成 22 年度と比較して 26.2 % の削減となり年度計画の削減目標（22 %）を達成した。

(ウ) 事業費

前年度に引き続きコスト縮減に努めて事業を実施した結果、平成 27 年度事業費は、43,820,902 千円となっているが、これには繰越額（前年度からの繰越額 1,642,485 千円、翌年度への繰越額 1,554,269 千円）が含まれている。

これらを除いて算出すると事業費は 43,732,686 千円となり、平成 22 年度と比較して 23.6 % の削減率となり、年度計画の削減目標（22 %）を達成した。

○一般管理費、人件費及び事業費の削減率 (金額：千円)

区分	平成 22 年度 当初計画 ①	平成 27 年度 実績 ②	対 22 年度 削減額 ③	対 22 年度 削減率 ③/①	備考
一般管理費	730,200	391,848	338,352	46.3 %	
人件費	3,675,958	2,714,590	961,368	26.2 %	注 1
事業費	57,237,550	43,820,902	13,416,648	23.4 %	注 2

注 1 人件費については、退職金、退職給付引当金繰入及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く

2 事業費欄の上段は繰越額を除いて算出した額、下段は繰越額を考慮した額

(2) 給与水準

法人の給与体系は、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して、職員給与規程を規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。平成 27 年度のラスパイレス指数*について、事務・技術職員は 102.3、研究職員は 100.5 となった。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き、給与水準の見直しを行い、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給している。また、検証結果や取組状況については、毎年 6 月末に「国立研究開発法人森林総合研究所の役職員の報酬・給与等について」によりホームページ上で公表している。

(事務・技術職員)

対国家公務員（行政(一)） 102.3 **

(研究職員)

対国家公務員（研究職） 100.5

* 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を 100 として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

**指数が 100 を超えている要因は、当法人が人事交流及び全国異動が多いこと等により、地域手当の異動保障者並びに単身赴任手当、広域異動手当及び扶養手当の受給者の割合が国に比し多いことによるものと推察。

事務・技術職員

- ・地域手当異動保障者の割合
20.8 %（国：14.4 %）
- ・単身赴任手当受給者の割合
17.1 %（国：8.7 %）

- ・広域異動手当受給者の割合
16.5% (国: 13.0%)
 - ・扶養手当受給者の割合
64.6% (国: 56.1%)
- 研究職員
- ・地域手当異動保障者の割合
6.1% (国: 5.2%)
 - ・単身赴任手当受給者の割合
7.2% (国: 1.8%)
 - ・広域異動手当受給者の割合
5.3% (国: 0.3%)
 - ・扶養手当受給者の割合
68.4% (国: 57.3%) ※国の受給者割合は平成27年国家公務員給与等実態調査報告書に基づき算出。

(3) 総人件費

研究開発に係る人件費の削減に向けた取組については、平成18年度から平成22年度の間目標とした5%以上の削減の取組を平成23年度も引き続き実施し、平成23年度において、平成17年度と比し、人件費削減率△6%以上を達成したところである。

平成27年度においては、国家公務員の給与改定に準じて、俸給表の引下げ(平均1.6%。ただし、平成30年3月31日まで経過措置あり。)、地域手当・広域異動手当の支給割合の改正、単身赴任手当の基礎額と加算額の改正及び12月に支給する特別給の支給割合の引き上げ(0.1月)を行ったことから、前年度と比較して、241,445千円の増額となったところである。

○人員数及び人件費削減の取組状況(単位:人・千円・%)

区 分	平成26年度	平成27年度	対前年度
人 員 数*	680(5)	699(5)	19(0)
人件費(給与・報酬等)	5,631,081**	5,872,526***	241,445

* 人員数は各年度の期末の人員数(平成26年度及び平成27年度の人員数には、それぞれ任期付研究員11名及び10名を含む)であり、()は役員数で内数
**平成26年度及び平成27年度の人件費(給与・報酬等)5,631,081千円及び5,872,526千円は、総人件費改革の削減対象人件費の範囲から除くこととされている
***運営費交付金により雇用される任期付研究員等にかかる人件費を除いた額

自己評価

評定 B

研究開発では、運営費交付金に係る業務経費前年度比3.3%及び一般管理費前年度比1.0%節減を達成した。
森林保険業務では森林保険センター内に業務運営等を検証する場を設け費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図り、より効率的な業務運営に努めた。森林国営保険当時に国と都道府県で行ってきた業務の一元化による効率的な業務運営をより着実なものとするため、法令に基づき委託している業務に関して、委託先である森林組合連合会等への指導や研修を行った。
水源林造成事業等では、一般管理費については、事務所経費の削減などにより目標を大きく上回る削減率を達成した。また、人件費については、効率的な業務実施体制となるよう取り組み、目標を達成した。さらに、事業費については、前年度に引き続きコスト削減に努めて事業を実施した結果、年度計画の目標(22%)を達成した。
給与水準については、適正性の確保に努めた。また、研究開発に係る総人件費については、業務遂行に必要な人員を確保し、予算の範囲内で実施した。
以上の結果、「効率化目標の設定等」「給与水準」及び「総人件費」に関しては、当初の目標を達成したと判断し、「B」と評定した。

主務大臣による評価

評定 B

<評定に至った理由>

(1) 効率化目標

ア 研究開発

- ・研究開発業務の運営費交付金については、対前年度比で一般管理費3%、業務経費1%の削減目標が達成された。

イ 森林保険業務

- ・森林保険業務については、費用対効果を十分検討するなどコスト意識の徹底を図るとともに、効率的な業務運営をより着実なものとするための取組が行われた。

ウ 水源林造成事業等

- ・水源林造成事業等については、平成22年度経費と比較して、補正予算の影響額を除き、一般管理費については46.3%、人件費については26.2%、

事業費については23.6%削減された。

(2) 給与水準

- 給与水準については、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給された。また、検証結果や取組状況がホームページ上で公表された。なお、ラスパ
イレス指数は100以上であったが、地域手当、単身赴任手当、広域移動手当及び扶養手当の受給者の割合が国に比して多かったためであり、妥当である
と考える。

以上のとおり年度の目標を達成していることから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 2 資源の効率的利用及び充実・高度化		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 27-⑩、27-⑰、27-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期 間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該 年度までの累積値 等、必要な情報
保有資産の状況(研究開発)(ha)		809.4	807.9	801.8	799.6	794.6	794.6	
建物敷(ha)		36.5	36.4	36.2	36.3	36.1	36.5	
実験林等(ha)		772.9	771.5	765.6	763.3	758.5	758.1	
(試験研究施設、樹木園、苗畑、原種 苗畑、交配園、原種園、その他を含む。)								
施設・設備・機械整備の外部委託 高額機器のメンテナンス (千円(件))		158,716(12)	156,932 (9)	191,881 (8)	187,307 (8)	201,709 (8)	201,709 (8)	3年契約は3分の1、 2年契約は2分の1 を計上
苗畑・樹木園業務の補助的作業		23,431(11)	23,993 (14)	23,696 (14)	23,724 (14)	22,669 (13)	14,507 (10)	
苗畑・樹木園業務の補助的作業		2,108(12)	1,413 (14)	3,005 (9)	4,130 (14)	3,537 (10)	3,288 (10)	
保有資産 ①奈良水源林整備事務所 (奈良市)	保有の必要 性の見直し		耐震診断実施	耐震補強工事を実 施し継続使用する こととした				
②成宗分室 (杉並区)	保有の必要 性の見直し		国庫返納(現物 納付)実施					
③職員共同住宅 (盛岡市)	保有の必要 性の見直し		国庫返納(現物 納付)実施					
④いづみ倉庫 (福島市)	保有の必要 性の見直し		震災により、除 染対象区域に指 定された		除染の実施状況を 踏まえ、国庫返納 方法等を検討する ことにした	年度末に除染実 施(汚染土壌等 現地保管)	国庫返納(現物納 付)に向け、当該 資産の現況につ いて、関係機関に説 明を行い今後の対 応を検討した	
研修受講者数(研究開発)		685	584	876	955	1,466	1,025	
研修件数(研究開発)		73	74	70	65	65	54	
免許・資格取得者数(研究開発)		35	14	10	5	5	7	
免許・資格取得者数(公共事業部門)		20	15	15	10	7	15	
学位取得者数 総数(取得率(%))		10 346(74%)	9 345(75%)	7 344(79%)	6 340(78%)	7 352(80%)	5 366(81%)	
内 訳	農学博士	279	276	275	270	280	289	
	理学博士	31	31	31	31	31	30	
	学術博士	14	14	14	14	15	16	
	地球環境科学博士	6	6	6	6	6	6	
	工学博士	5	5	5	5	5	6	
	その他	11	13	13	14	15	19	
所内一時預かり保育室数/のべ利用件数			2/201	2/205	2/189	2/144	2/110	
男女共同参画セミナー開催回数/参加者数			2/212	2/353	3/367	3/448	2/344	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 組織等 森林・林業政策と社会ニーズに的確に対応した研究成果を創出するため、適宜、機動的な組織の見直しを行う。

	<p>調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更等に併せて、引き続き設置箇所の見直しを行う。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するために必要な組織体制を構築する。 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止を行う。 また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所との統合を含め、移転・共用化を検討し、実施する。 さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。</p> <p>(2) 保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。 研究の重点化に対応した効率的な研究施設・設備等の利用を計画的に進めるとともに、実験林のうち試験調査等の早期終了、別の試験地の確保等、所要の措置を講じたものは、国への返納措置又は売却を検討・実施する 奈良水源林整備事務所については、(1)の見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。成宗分室及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置又は売却を行う。いずみ倉庫については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。</p> <p>(3) 職員の資質向上 研究所の業務を的確に推進できる職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。 また、管理部門の職員を各種研修に参加させることにより、高度な専門知識を有する職員の確保を図る。 職員の法令遵守等を推進する。</p>
中長期計画	<p>(1) 組織等 成果に対する評価結果及び政策・社会的ニーズに適切に対応するため、機動的な組織の点検・見直しを行う。 調査のフィールドとしている試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行う。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置する。 森林農地整備センターの現場組織については、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の各区域の事業完了に併せて、縮減・廃止する。 また、事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、森林農地整備センター本部及び関東整備局については、本所と統合した場合と他へ移転した場合とを比較検討し、移転・共有化を早期に実施する。 さらに、水源林整備事務所については、整備局への統合・集約化による縮減を行うとともに、支所等の施設との共用化を検討する。</p> <p>(2) 保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考にする。 連光寺実験林（東京都多摩市）、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、当該実験林における試験調査等の早期終了、別の試験地の確保並びに隣接所有者との調整等、所要の措置を講じた上で、島津・宇治見実験林は国への返納措置又は売却を行い、連光寺実験林は国への返納措置又は売却を検討する。 共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。 施設及び設備、機械の保守管理については、業務の性格に応じて計画的に外部委託を行う。 奈良水源林整備事務所（奈良市）については、(1)の水源林整備事務所に係る見直しを行い、また、建物の老朽化をも考慮しつつ国への返納措置又は売却を検討する。 保有する職員宿舍のうち、成宗分室（杉並区）及び職員共同住宅（盛岡市）については、国への返納措置を行う。 書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、地価及び賃貸料の動向等の費用対効果を踏まえ、国への返納措置又は売却を検討する。</p> <p>(3) 職員の資質向上 研究職員については、社会の要請に応え様々な課題の解決に寄与していくという観点から、学位の取得に配慮しながら国内外の大学等への留学及び研究交流、各種研修への参加等、意欲向上、能力の啓発及び資質の向上を図る。 職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、高度な専門知識が必要とされる業務については、的確な要員配置を行えるよう、各種研修に職員を参加させること等により、職員の資質の向上を図る。 職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守等を推進する。</p>
年度計画	<p>(1) 組織等 試験林については、研究課題の変更や完了に際し、継続して存置する必要性を検討し、計画的に設置箇所の見直しを行うとともに、データベースの整</p>

	<p>備を図る。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置する。</p> <p>(2) 保有資産 保有資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行い、法人が保有し続ける必要がないと認められるものは、支障のない限り、国への返納等を行う。 島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）は、独立行政法人通則法第 46 条の 2 に基づき、国庫に納付する。連光寺実験林（東京都多摩市）については、平成 27 年度から保有資産検討委員会を立ち上げ、作成した不要財産調査票をもとに、引き続き、研究終了又は継続する場合の代替となるフィールドの確保、境界確定等の所要の措置を取りまとめる。 共同研究等による連携・協力を進め、研究施設・設備の効率的な活用を図る。 施設及び設備・機械のメンテナンスについては、アウトソーシングを行う。 書類倉庫として活用しているいずみ倉庫（福島市）については、除染の実施状況等を踏まえ、引き続き国への返納措置又は売却を検討する。</p> <p>(3) 職員の資質向上 研究職員については、各種研修への参加等によって意欲・資質の向上を図るとともに、社会的要請への柔軟な対応能力を強化するため、実務的取組の機会を活用した能力啓発を促す。また、学位の取得に配慮しつつ、国内外の大学・研究機関等への国内留学や流動研究による研究交流を促し、研究成果の発信力向上を図る。 森林整備センターについては、「人材育成の基本的考え方」（平成 27 年 1 月策定）に基づき、職員を各種研修等へ参加させることによって、職員の能力開発と資質向上を図る。 さらに、法令等で資格や特別教育等を必要とする業務については、業務に応じて必要な資格やそのための研修等特別教育の情報を周知するなどの取組を通じ、必要な資格取得等に努める。 加えて、職員の法令遵守に資するため外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催するほか、研修等を通じて役職員への周知徹底を図る。 なお、研究開発においては、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底を図るとともに、法令遵守を推進する。 このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画事業の推進に努める。</p>				
<p>主な評価指標</p>	<p>—</p>				
<p>法人の業務実績等・自己評価</p>	<p>—</p>				
<p>業務実績</p>	<p>(1) 組織等 試験林については、研究課題の終了時に存置（継続利用）、廃止等の判断及び事務手続等が円滑に進むよう、試験林ごとに研究期間、研究内容等を一覧できるデータベースを平成 26 年度に引き続き更新している。 森林保険業務を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」を設置した。</p> <p>(2) 保有資産 ア. 保有資産 保有資産については、資産の利用状況を把握し、今後使用見込みのない不要資産について国への返却、売払い、転用、買収資産の処分計画を取りまとめるため、保有資産検討委員会を設置して検討する。また、施設整備及び土地の利用度等のほか、有効利用可能性の多寡といった観点に沿って、施設整備・運営委員会で、また、資産利用状況等調査を勘案した減損兆候の有無の判断を減損審査委員会等で、それぞれ行っている。また、民間等からの借上物件については、大半が試験及び研究の目的の達成のための試験研究調査用フィールド等として使用しているものであるが、契約時にその必要性等を適切に判断し、借上を行っているところである。 土地については、本年度処分すべき箇所はなかったが、今後も点検を行うこととしている。</p> <p>イ. 実験林 保有資産検討委員会の検討結果により、連光寺実験林（東京都多摩市）については、地元自治体（東京都・多摩市）の要望を調査し、不要財産調査票(案)の作成を行った。また、島津実験林（京都市伏見区）及び宇治見実験林（京都市伏見区）については、財務省理財局に説明を行った後、京都財務事務所及び隣接地権者と所要の調整を行った。</p> <p>ウ. 研究施設・設備の効率的な活用 ホームページ上の「産学官連携」の中で「共同研究に利用できる施設及び機械・機器」についての情報を更新し、研究施設・設備の効率的な活用を図った。</p> <p>エ. 施設及び設備・機械のメンテナンス 施設及び設備のメンテナンスについては、8 件の外部委託を行った。 平成 26 年度～平成 28 年度の 3 年間契約</p> <table data-bbox="560 1420 1500 1474"> <tr> <td>(1) 本所電気設備及び機械設備等運転点検保守管理業務</td> <td>424,440,000. —</td> </tr> <tr> <td>(2) 本所特殊空調機点検保守業務</td> <td>31,201,200. —</td> </tr> </table>	(1) 本所電気設備及び機械設備等運転点検保守管理業務	424,440,000. —	(2) 本所特殊空調機点検保守業務	31,201,200. —
(1) 本所電気設備及び機械設備等運転点検保守管理業務	424,440,000. —				
(2) 本所特殊空調機点検保守業務	31,201,200. —				

(3) 本所環境調節装置点検保守業務	24,624,000.-
(4) 本所構内交換設備運転点検保守業務	3,110,400.-
(5) 本所クレーン点検保守業務	4,533,840.-
(6) 本所シャッター点検保守業務	1,743,120.-
(7) 森林総合研究所本所施設の管理業務	103,032,000.-
平成26年度～平成27年度の2年間契約	
(8) 本所実験廃水処理施設運転点検保守業務	8,294,400.-

また、高額機器のメンテナンスについては、10件14,507千円(平成26年度:13件22,669千円)の外部委託を行った。

○高額機器:水利用効率測定装置、DNAシーケンサー(2)、走査電子顕微鏡、高分解能質量分析装置、育成植物モニタリングシステム個葉用光合成蒸散測定ユニット、ダイオキシン測定機、キャピラリーシーケンサー、実験室内機器、液体窒素製造装置

さらに、苗畑業務及び樹木園管理業務のうちの補助的作業については、10件3,288千円(平成26年度12件3,537千円)の外部委託を行った。

オ. いずみ倉庫

書類倉庫として活用しているいずみ倉庫(福島市)については、国庫返納(現物納付)に向け当該資産の現況(除染後の汚染土壌の地下埋設状態等)について、関係機関等に説明を行い、今後の対応を検討した。

(3) 職員の資質向上

ア. 研究職員

農林水産省、林野庁、人事院等が主催する各種研修や農林水産技術会議が主催する技術講習会やセミナーなどに一般職員及び研究職員を積極的に参加させた。また、所内においても所内短期技術研修等を実施した。所内の研修や講演時にはテレビ会議システムを活用し、支所等の職員も参加できる方法をとった。

語学研修については、本所、支所等で合計15名(本所6名、北海道支所4名、東北支所0名、関西支所0名、四国支所2名、九州支所2名、東北育種場1名)が受講した。国際的な成果の発信や国際会議における発言力向上のため、国際学会等における英語プレゼンテーション能力向上研修を行い、9名が受講した。

海外留学については、外国の受入れ機関等からの経費保証により、1名の若手研究員をオールギャランティ研究員として派遣した。

また、研究職員のキャリアアップ及び研究活動の啓発、研究開発力の強化を目的とする国立大学法人との人事交流として、国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科へ1名の職員を派遣した。

学位の取得や資質の向上に向けて研究職員のモチベーションを高めるため、学位取得者を全所に通知するとともに学会賞等の受賞者をホームページで公表した。今年度の博士の学位取得者は、農学博士4名、その他1名、総取得者は366名(平成26年度:352名)となった。これは研究職の81%(同:80%)に該当する。

イ. 資格取得等

研究開発部門においては、研究業務及び研究支援業務の遂行のために、新たに必要となる免許及び資格を確実に取得させるとともに、各種の講習会等に参加させることによって、職員の資質の向上を図った。

(主な免許:危険物取扱者、認定電気工事従事者、高圧ガス製造保安責任者(第三種冷凍機械)、わな狩猟)

○平成27年度における技能講習会等参加者数

第一種圧力容器取扱主任者講習(1名)、木材加工用機械作業主任者技能講習(3名)、床上操作式クレーン運転技能講習(1名)、フォークリフト運転技能講習(3名)、高所作業車運転技能講習(1名)、クレーン運転特別教育(1名)、伐木等業務従事者特別教育(17名)、高所作業車特別教育(6名)、車両系建設機械技能講習(3名)、車両系木材搬出機械運転業務特別教育(1名)、小型車両系建設機械特別教育(4名)、アーク溶接等業務特別教育(1名)、刈払機作業安全衛生教育(18名)、丸のこ等取扱い作業従事者安全教育(2名)、安全運転管理者講習(4名)、甲種防火管理者講習(4名)、防災管理者講習(2名)、特別管理産業廃棄物管理責任者講習(2名)、危険物取扱者保安講習(5名)、有機溶剤安全衛生教育(3名)

合計82名

森林保険業務部門においては、職員の資質向上を図り業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター国家資格等の取得に関する取扱要領」(平成27年4月1日付け)を制定するとともに職員の研修計画を作成の上、外部有識者等を講師とした研修を実施することで、保険業務に係る専門的知識の習得等を図った。

○平成27年度における外部講習会等参加者数

評価・監査中央セミナー(2名)、公会計監査機関意見交換会議(2名)、行政管理評価セミナー(1名)、公文書管理研修(1名)、情報セキュリティ

イ勉強会（4名）、情報セキュリティ対応演習（1名）、職場のメンタルヘルス基礎研修会（3名）、給与実務研修会（諸手当関係）（1名）、女性研修（7名）、保険知識の向上研修（28名）

公共事業部門（森林整備センター）においては、業務の円滑な遂行に資するために「国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、業務遂行に必要な免許及び資格取得の促進に努めるとともに、「森林整備センターにおける人材育成の基本的考え方」（平成27年1月策定）に基づき、官庁等が主催する外部講習会等に職員を参加させ資質の向上を図った。

（主な免許・資格：森林総合監理士、技術士、林業技術士、測量士、日商簿記検定、ビジネス実務法務検定、メンタルヘルス・マネジメント検定、マイナンバー実務検定）

○平成27年度における外部講習会等参加者数

公会計監査機関意見交換会(3名)、会計検査の指摘辞令から学ぶ設計・施工不良の改善策講習会(3名)、政府出資法人等内部監査業務講習会(1名)、評価・監査中央セミナー(8名)、公共調達と会計検査講習会(4名)、公共工事と会計検査講習会(3名)、土木工事積算セミナー(1名)、独立行政法人決算セミナー(1名)、公文書管理研修Ⅰ(4名)、公文書管理研修Ⅱ(2名)、行政管理・評価セミナー(1名)、ハラスメント研修(1名)、著作権基礎講座(1名)、情報セキュリティ勉強会(4名)、情報セキュリティ対応演習(1名)、情報セキュリティセミナー(1名)、職場のメンタルヘルス基礎研修会(2名)、勤務時間・休暇関係実務研修会(2名)、給与実務研修会（諸手当関係）(4名)、給与実務研修会（人事院勧告説明会）(4名)、非常勤職員雇用の人事実務研修会(2名)、ストレスチェックの実務と活用事例研修(2名)、政府関係法人会計事務職員研修(3名)、決算留意事項に係るセミナー(1名)、資金運用セミナー(3名)、消費税中央セミナー(2名)、会計事務職員契約管理研修(1名)、予算書作成支援システム(財務諸表等)研修(4名)、QND（ソフトウェア管理システム）研修(3名)、技術者育成研修（中央研修）(8名)、技術者育成研修（ブロック研修）(8名)、木材産業・木材利用（実践）(4名)、神奈川県内訟務担当者研究会(5名)、生物多様性保全（実習編）(4名)、森林総合利用(2名)、保安林及び林地開発許可(5名)、木材輸出戦略(3名)、森林作業道作設指導者・監督者(1名)、森林作業道（路網連携）(4名)、森林技術者企画力アップ(2名)、鳥獣被害対策コーディネーター育成研修(2名)、チェーンソー講習(4名)、刈払機講習(11名)、農業農村土木技術研究会研修会(1名)、女性研修（5名）

合計 141名

ウ. 法令遵守

平成27年9月7日にコンプライアンス研修会を開催する等各種研修において行動規範の周知徹底を行ったほか、e-ラーニングにより習熟度チェックを行った。また、平成28年3月18日には、全職員を対象としたハラスメント防止研修を開催した。

さらに、平成28年3月23日には、外部有識者を含めた本所コンプライアンス委員会を開催し、平成27年度活動計画に基づき、危機管理体制の強化、情報セキュリティの強化、研究管理業務の効率化、公的研究費の適正管理等の点検項目ごとに進捗状況を確認、評価を実施した。

（参考）平成27年度活動状況

（1）役職員に対する教育・研修

①研修

実施年月日	研修名	主催者	受講者数
平成27年4月8日	所内新規採用者研修	当法人主催	27名
4月20日	総合職新採用研修	森林技術総合研修所主催	9名
5月27日	管理者研修	農研機構主催	1名
6月16日	チーム長等研修	農研機構主催	2名
6月26～30日	第1回情報セキュリティ教育研修	当法人主催	903名
7月8日	主査等研修	農研機構主催	2名
9月7日	コンプライアンス研修	当法人主催	483名
10月20日	所内新規採用者研修	当法人主催	35名
11月9日	独法会計事務研修	農研機構主催	1名
11月16～26日	第2回情報セキュリティ教育研修	当法人主催	463名
平成27年3月9日	コンプライアンス研修	当法人主催	483名
平成27年3月15日	個人情報保護に関する研修	当法人主催	225名
平成28年3月18日	ハラスメント研修	当法人主催	208名

※「農研機構」は「(独)農業食品産業技術総合研究機構」の略

（2）コンプライアンス推進状況に係る点検項目について

- ①危機管理体制の強化を図る。
- ②情報セキュリティの強化を図る。
- ③研究管理業務の効率化を図る
- ④公的研究費の適正な管理に努める。

- ⑤早期予算執行等の適正な予算管理に努める。
- ⑥空間線量率が高い地域等への調査研究に係る放射線防護管理の徹底を図る。
- ⑦遺伝子組換え生物、放射性物質、化学薬品（毒物・劇物、特定化学物質・有機溶剤、危険物）、実験原廃水・不用薬品の適正な取扱いの徹底を図るとともに、動物実験、疫学研究についても適正に実施する
- ⑧内部ガバナンスの強化

森林整備センターでは、平成28年3月10日に開催した外部有識者を含めた森林整備センターコンプライアンス推進委員会において、平成27年度取組計画に基づく①コンプライアンス研修の実施及び意識の徹底、②重点課題（コンプライアンス違反を未然に防ぐ組織づくり～危険予知活動の実施～、コンプライアンス意識の強化）、③毎月の役職員向けメールマガジンを通じたコンプライアンス違反事例等の情報発信、コンプライアンス推進月間におけるコンプライアンス意識の啓発、④全職員を対象にしたコンプライアンス自己診断の結果等、を基に取組計画の有効性及び効果について検証・分析を行い、次年度の取組方針へ反映させた。

（参考）平成27年度活動状況

（1）役職員に対する教育・研修及び周知徹底

- 平成27年4月17日 新規採用者研修（12名）
- 平成27年6月3、5、15日 著作権研修（役員、本部・関東整備局職員（非常勤職員を含む）109名）
- 平成27年7月28日～平成28年1月20日 著作権セミナー、著作権基礎講座（開催地近郊の事務所職員29名）
- 平成27年9月8日 新任係長研修（11名）
- 平成27年10月28日 新任管理職研修（9名）

*上記のほか、各地域で開催される労働者健康福祉機構等が主催するパワーハラスメント、メンタルヘルス対策、ストレスチェック制度など、業務遂行上で必要と思われるセミナー等へ積極的に参加するとともに、当センター内における整備局長・水源林整備事務所長会議、整備局総務課長会議及び各整備局管内総務・経理担当者会議等において、コンプライアンスの周知徹底を図った。

（2）重点課題への取組

○コンプライアンス違反を未然に防ぐ組織づくり～危険予知活動の実施～

・各職場から出された業務遂行上のリスク事例を検討し、それを基に各職場内でディスカッションを行いながら個人にリスクとしての『気づき』を与えると同時に、各職場毎にリスク認識度の高かった事項を抽出し、その回避に向けた対応策についても意見交換を行うなど、危機管理意識の向上に努めた。

○コンプライアンス意識の強化

・「コンプライアンス・ハンドブック」を活用して、職場毎に毎月、テーマを決めて輪番制での朗読や意見交換を行うなど、効果的な形で意識の定着・向上を図った。

・職場内での報告・連絡・相談の定着や定例会等を活用したコミュニケーションの確保、パワハラ・セクハラに係る啓発等の取組を通じて、コンプライアンスの土台となる「風通しの良い職場づくり」を継続して進めた。

・地域との良好な関係として、県、市町村や森林・林業関係団体等とも連携しながら、それぞれの地域や参加者の特性に応じたイベントの開催等を通じて、当センターの事業や森林の役割などへの地域社会の理解を高めるとともに、林業技術の普及や森林教育活動等を通じて、地域の発展への貢献が図られた。

（3）メールマガジン情報発信・コンプライアンス推進月間（11月）の活動

・役職員向けのメールマガジンにおいて、新聞等に掲載されたコンプライアンス違反事例を取り上げ注意喚起を行うとともに関連する法律を解説した。また、コンプライアンスに抵触する身近な法律についてわかりやすく紹介した。そして、これをテーマとして職場毎に毎月、輪番制での朗読や意見交換を行うなど、情報共有や効果的な形で意識の定着・向上を図った。

・推進月間において、非常勤職員を含む全役職員を対象にコンプライアンス研修をeラーニングを活用したビデオ（映像）形式で具体的な事例に基づき実施するなど、効率的、効果的に取り組んだ（受講率100%）ことでコンプライアンス意識の強化が図られた。

（4）コンプライアンス自己診断（平成28年1月）

・緑の行動規範（10原則）を基にした自己診断（1原則あたり3設問）の結果、自己診断開始時（平成20年度）と比べて全ての項目においてこれを上回っており、「緑の行動規範」が一定の浸透・定着しつつあることを確認した。

森林保険センターでは、平成27年5月29日付けで策定した「森林総合研究所森林保険センターコンプライアンス行動規範」に基づき全職員を対象に研修を実施し、コンプライアンスの意識向上及び行動規範の実践がなされるよう取り組んだ。

平成28年2月に全役職員を対象に行動規範に沿ったコンプライアンス研修等の取組の成果等について自己診断を実施し、3月17日に開催した外部有識者を含む森林保険センターコンプライアンス推進委員会において、取組状況、自己診断結果等の点検及び評価を踏まえ、次年度のコンプライアンス推進活動の重点取組方針に「職員一人ひとりが保険センターの使命を共有しコンプライアンス違反を未然に防ぐ風通しの良い職場作り」と反映させた。

(参考) 平成 27 年度の活動状況

(1) 役職員に対する教育・研修及び周知徹底

平成 27 年 6 月 3 日、5 日、15 日・・・・・・・・・・外部講師による著作権研修 (27 名)

平成 27 年 11 月 16 日～30 日・・・・・・・・・・e ラーニングによるコンプライアンス研修 (28 名)

平成 27 年 6 月 19 日、7 月 23 日～30 日、12 月 18 日・・・・・・・・情報セキュリティ研修 (28 名)

(2) コンプライアンス行動規範の自己診断 (平成 28 年 2 月)

全職員を対象にコンプライアンス行動規範の自己診断を実施し、コンプライアンスがどの程度理解されかつ実践されているかについて点検を実施した。

エ. 男女共同参画

男女共同参画事業として以下の取組を行った。

①介護やコミュニケーションをテーマとしたエンカレッジ推進セミナーの開催、男女共同参画週間、職員研修、研究所会議などの機会を利用して、男女共同参画の情報提供と意識啓発に努めた。

②一時預かり保育室運営、家族責任を持つ研究者への研究支援の実施、介護のためのガイドブック刊行・配布、ホームページによる介護コラムの掲載、男女共同参画室ホームページでの情報発信を行い、仕事と家族責任を両立しやすい職場環境作りに努めた。

③男性職員の育児参加を促進させる目的で、父親の子育てテーマに活動する NPO 法人イクメンクラブとの情報交換会 (森の子育て座談会) を開催し、男性職員の意識啓発と情報共有を図った。

④キャリアカウンセリング実施し、職員の業務効率化とキャリア形成支援に努めた。

⑤男女共同参画学協会連絡会主催シンポジウム、つくば市主催のシンポジウム、筑波大主催のシンポジウム、研究教育機関が連携協力するダイバーシティ・サポート・オフィス交流会で当所の取組を紹介するなど、成果を外部に発信した。

自己評価

評定

B

試験林の見直しについては、研究課題の終了時に存置 (継続利用)、廃止等の判断及び事務手続等が円滑に進むよう、試験林毎に研究期間、研究内容等を一覧できるデータベースを引き続き更新した。

保有資産の必要性等についても検討を行い、国庫返納に向け必要な措置を講じた

施設・整備等のメンテナンスの外部委託を進めるとともに、ホームページの情報を更新して、研究施設及び整備の効率的な活用を図った。

研究職員の資質向上に向けて博士の学位取得を奨励した結果、5 名が取得した。また、担当者を積極的に各種講習会等に参加させ、免許及び資格を有する者の維持・拡充を図り、職員の資質向上に努めた。さらに、森林保険センター及び森林整備センターでは、女性職員が活躍できる環境整備を推進することを目的とする女性研修を実施した。

職員の法令遵守に資するため、コンプライアンス研修等の取組を実施し、職員への周知徹底を図った。また、男女共同参画推進とワーク・ライフ・バランス実現のため、エンカレッジ推進セミナーを開催するなどして、男女共同参画意識の啓発に努めた。

以上のことから、「B」評定とした。

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

(1) 組織等

・国の森林保険事業を円滑に承継し、安定的・効率的に運営するための組織として「森林保険センター」が設置された。

(2) 保有資産

・保有資産については、研究開発の連光寺実験林・島津実験林・宇治見実験林の返納に向けた手続きが進められるとともに、施設・設備・機械のメンテナンスについては、外部委託を行われた。

(3) 職員の資質の向上

・職員の資質の向上については、研究職員向けの各種研修、本所・森林整備センター・森林保険センターそれぞれにおける法令遵守に関する研修等の実施、各種男女共同参画事業が実施された。

以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 契約の点検・見直し		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 27-⑩、27-⑰、27-⑱ 行政事業レビューシート事業番号：0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
競争性のない 随意契約の件 数と金額 (千円)	件数：217 金額：1,225,425 (見直し計画)		件数：57 金額：372,596	件数：60 金額：216,584	件数：68 金額：213,473	件数：68 金額：198,304	件数：139 金額：432,105	
一者応札・応募 となった契約の 件数と金額 (千円)	縮減に努める	件数：121 金額：1,228,236 (平成22年度)	件数：142 金額：951,034	件数：84 金額：2,102,392	件数：86 金額：914,215	件数：77 金額：753,631	件数：116 金額：1,142,696	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達 手続による、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する。 この場合において、研究開発業務等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。
中長期計画	契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達 手続による、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関するガ バナンスの徹底等を着実に実施する。 この場合の調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求する。 また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、幅広く業者が応募できるよう仕様等の検討を行う。 このほか、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。 監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の資質の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。
年度計画	契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達 手続による、適切で迅速かつ効率的な調達を実現する取組を着実に実施する観点から調達等合理化計画を定め、重点分野の調達の改善、調達に関する ガバナンスの徹底等を着実に実施する。 「随意契約等見直し計画」の実施状況及び契約の実施状況について引き続き公表するとともに、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」 (平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡)に基づく契約に係る情報の公表及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平 成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開を着実に実施することにより契約の透明性の向上に積極的に対応する。 入札・契約事務の適正な実施について、外部有識者を含めた契約監視委員会及び入札監視委員会並びに監事及び会計監査人によるチェックを受ける。 「監事監査指針」(平成26年12月19日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会作成)を踏まえた監査体制の下で、監事及び会計監査人との連携強化、 監査従事職員の資質及び能力の向上のための研修を行うなど、内部監査体制を整備し、その機能の強化を図る。
調達等合理化計画	2. 重点的に取り組む分野 (1) 研究開発用に係る物品及び役務の調達 研究開発用に係る物品及び役務の調達について、平成27年度においては新たに①及び②の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な 調達を目指す。 ① 特殊で専門的な研究開発機器の調達及び試作等であり、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的な事由を契約事務 取扱要領において明確にし、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。【契約事務取扱要領の改正】 ② 単価契約の対象品目を拡大し、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】 (2) 業務運営に係る物品・役務等の調達の見直し 業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、平成27年度においては、①～③の取組を実施することで効率的な 調達を目指す。 ① 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組の推進【調達手続きに要する事務及び調達金額の節減】

- ② 複数年にわたる調達を経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。【調達手続きに要する事務及び調達金額の節減】
- ③ 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】

(3) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募となっている調達について、平成 25 年度と比較して平成 26 年度は件数・金額とも減少している。平成 27 年度においては、①から③の取組を実施することで、更なる適正な調達を目指す。

- ① 入札審査委員会や契約監視委員会による事前審査・事後審査の実施【審査件数】
- ② 調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】
- ③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施【アンケート実施件数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)

(1) 新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件(工事 250 万円を超える、物品の購入 160 万円を超える、役務 100 万円を超える)については、法人内に設置している契約監視委員会(外部委員 2 名、監事 2 名)にて、随意契約によることのできる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとする。【契約監視委員会における事前審査の実施】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

平成 26 年 12 月 19 日に調査委員会による原因解明状況を踏まえ、当所が公表した「独立行政法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書(中間報告)」における再発防止策について、その措置を継続する。

- ① 対応策については、業務監査を行う監事と連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。【監事意見等】
- ② 不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制について、職員を対象とした各種研修を実施する。【不適正経理の再発防止等のための研修の実施】
- ③ 研究費の執行(契約、納品・検収等)について、その手続き及び留意する点等についてマニュアルを作成し職員に周知する。【マニュアルの作成】

主な評価指標

—

法人の業務実績等・自己評価

業務実績

- (調達等合理化計画)
- ・研究開発用に係る物品及び役務の調達
 - ① 契約事務取扱要領を改正し、随意契約によることのできる具体的事由を明記した。
 - ② 単価契約の対象品目の見直しを行い、通常の商品調達の場合と比較して契約に要する事務を 2 週間程度短縮するなど調達手続きの簡素化と納期の短縮を図った。
 - ・業務運営に係る物品・役務等の調達の見直し
 - ① 本所と支所等(1 件(前年度 0 件))、本所と育種センター(1 件(前年度 1 件))、北海道支所と北海道育種場(6 件(前年度 9 件))、東北支所と東北育種場(7 件(前年度 7 件))、九州支所と九州育種場(7 件(前年度 6 件))、森林整備センターと森林保険センター(1 件(前年度は整備局との共同調達 1 件))において共同調達を実施し、調達手続きに要する事務の軽減を図った。
 - ② 施設の保守、自動車借り上げ、複写機の借り上げ等複数年契約に移行することにより調達手続きに要する事務の軽減を図った。
 - ③ 建設工事等 4 件(前年度 3 件)、測量・建設コンサルタント等業務関係 4 件(前年度 0 件)、物品等 49 件(内 20 件は整備センター、前年度 0 件)の発注見通しをホームページで公表した。
 - ・一者応札・応募の改善
 - ① 入札審査委員会：本所 46 回 131 件(前年度 34 回 84 件)、支所等 57 回 74 件(前年度 50 回 66 件)、保険センター 5 回 5 件、整備センター 35 回 52 件(前年度 36 回 58 件)・契約監視委員会による事後審査：15 件(研究育種 12 件(前年度 8 件)、整備センター 3 件(前年度 15 件))
 - ② 建設工事等 4 件(前年度 3 件)、測量・建設コンサルタント等業務関係 4 件(前年度 0 件)、物品等 49 件(内 20 件は整備センター、前年度 0 件)の発注見通しをホームページで公表した。
 - ③ 一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を辞退届又は聴き取り等により調査を行った。(実施件数：研究育種 62 件(前年度 30 件、アンケート未実施 6 件)、整備センター 15 件(前年度 6 件))

- ・調達に関するガバナンスの徹底
新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立
契約監視委員会における事前審査を行った（実施回数：9回22件）
- ・不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組
 - ① 監事と連携して、対応策を実施した。
監事意見等：期中の監事の業務監査において、再発防止策について引き続き対応するよう指摘を受け、必要な対応策を実施している。
 - ② 以下の研修を実施した。
 - 平成27年9月7日コンプライアンス研修（483名）
 - 平成27年9月8日公的研究費及び科研費の事務に関する説明会（55名）
 - 平成27年9月30日公的研究費及び科研費の事務に関する説明会（195名）
 - ③ 以下のマニュアルを作成した。
 - 公的研究費の事務手引き（平成27年9月8日）
 - 科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き（平成27年12月18日）

（契約情報の公開）

「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく独立行政法人から公益法人への契約以外の支出及び契約の実施状況について本所のホームページにおいて公表した。また、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡）に基づく契約に係る情報については、ホームページで周知を行うとともに、平成23年7月1日以降の入札公告に契約情報の公表について記載し、落札者から「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表に関する報告書」を受領することとしているが、平成23年度以降平成27年度までにおいて公表に該当する事例はなかった。

（入札監視委員会による審査）

工事及び測量・建設コンサルタント等業務における契約手続の透明性の確保を図るため、平成28年3月10日に委員会を開催し、平成27年1月から平成27年12月31日までに契約した事案を対象に入札及び契約手続の運用状況についての調査審議を行った。入札に当たっては、参加条件の拡大、履行期間を見越した早期発注、複数箇所への公告を図り、更に業者が入札情報をどういった方法で入手したか、また、辞退した時の理由を聞き取りするなど改善に努めてきたところであるが、入札の不調・不落を改善するため、引き続き、競争参加資格の格付の拡大、品質確保に留意した施工実績や技術者の参加資格要件の緩和及び実勢価格を反映した適正な積算に努めるなど、実質的な競争性が確保できるよう努力した。

（契約監視委員会による審査）

平成27年12月22日に委員会を開催し、平成26年度第3四半期から平成27年度第2四半期までに締結した随意契約、一般競争入札等について審議を行った。特に一者応札・応募となった契約及び落札率が高い契約について審査を行うとともに、2か年連続して一者応札・応募となった更新案件について、一件ごとに、改善に向けた取組内容等を整理・報告し、事後点検を受けた。点検結果は本所ホームページ上で公表した。委員からは、①入札における十分な競争性を確保するため、入札説明書受領者で応札しなかった業者へのアンケート調査を継続し、その結果を踏まえた入札方法の改善になお一層努力すること、②総務省によるヒアリング結果を踏まえ、随意契約せざるを得ないと判断される場合は、遺漏のないよう随意契約とする取り組みをすること、またその準備のため規程等の整備を進めることとの指摘を受けた。

（監事及び会計監査人による入札・契約事務のチェック）

監事は、本所、森林保険センター及び森林整備センター本部並びに監査対象事務所における監事監査において、入札・契約事務が適正に実施されているかどうかの監査を実施した。また、監事は契約監視委員会の委員として入札・契約事務のチェックを行った。

会計監査人においては、本所、森林保険センター及び森林整備センター本部並びに監査対象事務所における監査の際、入札・契約事務に係る内部統制の運用状況について監査を実施した。

（監事及び会計監査人との連携強化）

監事及び会計監査人においては監事の業務監査の有効性を高めるため、監査計画の策定、期中監査の実施状況、結果報告及び決算監査における取りまとめ報告など、各段階において意見交換を行うとともに、会計監査人主催の独立行政法人の監事を中心とした意見交換会に監事が出席し、改正通則法に対応した監事監査の在り方、監査実施上の視点等監査に関する情報等を収集するなど密接な連携強化を図った。

（監査従事職員の外部研修への参加）

	<p>以下のセミナー等に監査従事職員を参加させ、資質の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有限責任監査法人トーマツ主催の「独立行政法人平成 26 年度決算セミナー」(1 名) ・ 会計検査院主催の「公会計監査機関意見交換会議」(5 名) ・ 会計検査院主催の「第 34 回政府出資法人等内部監査業務講習会」(1 名) ・ 総務省行政評価局主催の「平成 27 年度 評価・監査中央セミナー」(7 名) ・ (財)経済調査会主催の「公共調達と会計検査・公共工事と会計検査講習会」(1 名) ・ (財)経済調査会主催の「平成 27 年度 会計検査の指摘事例から学ぶ施工不良の改善策」講習会 (1 名)
自己評価	<p>評定 B</p> <p>研究開発用に係る物品及び役務の調達について、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行うことができた。また、業務運営に係る物品・役務等の調達についても効率的な調達を行うことができた。</p> <p>なお、一者応札・応募の改善については計画した取組を実施したが、平成 26 年度と比較して、契約件数・額ともに増加した。これは、新規委託研究事業の受託に伴い競争性の低い研究用特殊物品等の調達が増えたことによる。</p> <p>また、新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立については計画した取組を実施したが、平成 26 年度と比較して契約件数・額ともに増加した。これは、森林保険センターの森林保険事務委託が加わったこと、及び新規委託研究事業の受託の増加に伴い研究用特殊物品等の調達が増加したことによる。</p> <p>不適正経理事案については、再発防止策を継続することができたが、再発防止策の徹底を図るため、平成 28 年度には研究費執行に係るマニュアルの作成を行うこととした。</p> <p>入札・契約事務の適正な実施のため、外部有識者を含めた委員会や監事及び会計監査人によるチェックを受けた。</p> <p>監事及び会計監査人においては、会計監査人主催の意見交換会に監事が出席し、情報等を収集するなど密接な連携強化を図った。</p> <p>監査従事職員については、会計検査院主催の会議、セミナー等に参加させ資質の向上を図った。</p> <p>以上のことから「B」評定とした。</p>
主務大臣による評価	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達等合理化計画については、重点的に取り組む分野として挙げた①研究開発用に係る物品及び役務の調達、②業務運営に係る物品・役務等の調達の見直し、③一者応札・応募の改善に係る取組をすべて実施した。また、調達に関するガバナンスの徹底として挙げた①新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立、②不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組に係る取組がすべて実施された。 ・ 一者応札・応募、競争性のない随意契約については、契約件数・額が増加したのは新規委託研究事業の受託の増加、森林保険事務委託の追加のためである。 ・ 入札監視委員会、契約監視委員会、監事、会計監査人により、入札・契約事務の適切な実施について審査・監査を受けた。 ・ 監事及び会計監査人との連携強化、監査従事職員の外部研修への参加など、内部監査体制が整備され、監査機能が強化された。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>
4. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 4 内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 27-⑩、27-⑰、27-⑧ 行政事業レビューシート事業番号：0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
リスク対応計画における取組項目			<ul style="list-style-type: none"> 危機管理体制の整備 情報セキュリティの確保 外部資金の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 行政との連携 種苗の生産と配布 契約地の管理 効果的な広報の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 組織間及び職員間のコミュニケーション 情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備 育種苗供給への貢献 技術の高度化 	<ul style="list-style-type: none"> 人材の育成と研修 情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備 コスト管理の徹底 労働災害原因の究明と対策 コンプライアンス確保の体制と取組 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の有効性・効率性確保 法令遵守 情報セキュリティの確保 契約の適正性の確保 コンプライアンス体制の確立と取組 	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。
中長期計画	「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。リスク管理活動などの取組において、PDCA サイクルを有効に機能させるなど、全所的な内部統制の充実・強化を図る。
年度計画	国立研究開発法人への移行に伴い、変更した業務方法書に規定する内部統制に係る事項に関し整備した関係規程等を踏まえ、業務全般について、PDCA サイクルを有効に機能させるなど、研究所内の内部ガバナンスの充実・強化を図る。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p>当研究所では、年 3 回開催している研究所会議、毎月開催する理事会、隔週で開催する研究運営会議に理事長及び理事が出席し、業務運営等に関する意思決定を行うこととしている。また、研究に関しては隔週で行う研究戦略会議及び年 1 回開催する研究推進評価会議、育種事業に関しては年 1 回の育種調整会議及び隔月の育種運営会議、水源林造成事業等に関しては年 2 回の整備局長会議及び年 4 回の事業運営会議に理事長及び理事が出席し、幹部によるガバナンスが発揮されるよう内部統制の仕組みを構築してきた。理事長の意思が随時全職員に伝わるとともに、これに対する職員の意見を書き込める電子メールシステムを構築して双方向のコミュニケーションに努めるとともに、組織間、職員間の双方向コミュニケーションを確保する取組も行ってきた。これらの取組は平成 27 年度も実施した。</p> <p>また、内部統制の充実・強化を通じて業務全般にわたる適正化及び運営の改善と活性化を図るために、リスク管理体制の明確化を図るとともに、リスク管理委員会において重点的に取り組むべきリスク（重点リスク）を定めリスク対応の取組を進めた。平成 27 年度は、重点リスクとして、「業務の有効性・効率性の確保」、「法令遵守」、「情報セキュリティの確保」、「契約の適正性の確保」、「コンプライアンス体制の確立と取組」を取り上げ、部署ごとに具体的な対応方針を策定し実施状況を点検した。</p> <p>①業務の有効性・効率性の確保 研究部門において、森林総研本所内及び支所間等で情報交換を密に行うとともに、研究領域間、林木育種センター、森林整備センター、森林保険センター間での、技術情報の交換やフィールドの提供及び森林総合各支所と近傍の育種場、森林整備局との合同会合等により、業務の有効性・効率性の確保に努めた。</p> <p>また、育種場においては森林整備センターの各整備局の現地においてエリートツリーの共同植栽試験地を設ける等シナジー効果の発揮に努めた。</p>

森林整備センターにおいては、各整備局で林業事業体等の参加も得ながら、低コスト造林やシカ被害対策等をテーマとした検討会や情報交換会を開催し、研究開発部門の研究者から指導、助言を得た。

また、各整備局の事業地をフィールドとして、研究開発部門と連携して、コンテナ苗及びエリートツリーの成長量や活着率等に係る調査、シカ被害対策等に係る技術の開発・検証等を実施した。

これらの指導・助言や技術開発等の成果をもとに、それぞれの取組の進捗状況等に応じて、随時、低コスト造林やシカ被害対策、効率的な森林調査等、水源林造成事業における森林整備技術の高度化に取り組むとともに、研究開発部門における成果の林業事業体等への情報提供に努めた。

森林保険センターにおいては、森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化を図るため、森林気象害のリスク評価手法等について研究開発との連携に努めた。

②法令遵守

大臣確認申請を行わないで遺伝子組換え実験が行われた「遺伝子組換え生物等の使用等の規則による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」違反の事案を踏まえ、27年度末に改正した「森林総合研究所遺伝子組換え実験安全規則」に基づき、実験実施手続の厳格化を行った。また疫学研究については従来の倫理規定を大幅に見直し、倫理教育の受講の義務化、インフォームドコンセントの内容等や個人情報の取扱いの明示の内容を追加した。研究所が保有する危険物について一斉調査を行い、消防法に合致した管理がなされていることの確認と不要危険物の廃棄処分を行った。

また、水質汚濁防止法、消防法に関し、つくば市の立入検査結果に基づく指示に適切に対応した。

さらに、各職場における法令遵守意識の高揚に向け、コンプライアンス研修をはじめとする各種研修の開催及び受講に努めるとともに、研究拠点や領域ごとなど定期的に話し合い、法令遵守についての知識習得に努めた。

森林整備センターにおいては、平成27年3月13日に開催したコンプライアンス推進委員会で決定した取組方針に基づき、コンプライアンス違反を未然に防ぐ組織づくりに向けた「危険予知活動」によりリスク認識を深め危機管理意識の向上を図るとともに、コンプライアンス意識の強化に向けた研修等に取り組むなど、法令遵守体制の維持強化を図った。

森林保険センターにおいては、森林保険業務のコンプライアンスを推進するための基本的な姿勢を定めた「森林総合研究所森林保険センター行動規範」を平成27年5月29日付けで策定し、コンプライアンス意識の向上に努めた。

③情報セキュリティの確保

情報セキュリティポリシーを「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に沿うものに改定するとともに、「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し取組を行った。研究部門において、セキュリティ事案発生時の緊急連絡先を各研究室等に掲示させる等、連絡報告体制整備の徹底及び平成26年度上半期までに実施した外部へ持ち出すUSBメモリーの暗号化の徹底を継続するとともに、ソフトの修正、不正メールへの対処方針等についても周知徹底した。

役職員に対し情報セキュリティ研修を年2回実施するとともに、eラーニングを用いて研修内容を確認する教育を行った。更に、管理職及び情報セキュリティ責任者を対象に「標的型メール攻撃」訓練を7月に抜き打ちで実施するとともに、情報セキュリティに係る自己点検を12月に実施し、役職員の意識向上に努めた。

森林整備センターにおいては、既に導入しているファイアウォール、WEBフィルタリング、メールフィルタリングなどによりウィルス感染などを監視している。

また、新規採用者や新規係長等に対する教育・研修や全役職員を対象にeラーニングを利用した研修を行うとともに本部を対象に情報セキュリティインシデント発生対応訓練や「標的型メール攻撃」訓練などを実施するなど、役職員の意識向上に努めた。

森林保険センターにおいては、森林保険業務が多数の個人情報を取り扱っていることを踏まえ、情報セキュリティの体制整備、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を3回実施するとともに、eラーニングを用いて研修内容を確認する教育を行った。さらに、委託先であるシステム運用会社や森林組合システムに対する情報セキュリティに関する指示・指導などにより、当センターが保有する個人情報の漏洩防止等に努めた。

④契約の適正性の確保

物品調達に係る不適正な経理処理事案を踏まえた再発防止策（物品購入計画の策定、契約依頼段階での審査の厳格化、検収から物品引取りまでの仕組みの変更、購入物品の使用状況の監視等）に基づき、毎月、前月に納品された物品の中から抽出を行い、使用状況等について発注書、納品書と照合し、適正に使用されているか検査を実施するとともに、研究者から提出される書類審査の適切な実施、検収ルームでの物品の引渡し等の徹底等不適正な経理処理の再発防止に努めた。

公的研究費等の説明会において、人件費や賃金、旅費、機械・備品、消耗品等の支出についての留意事項を周知した。また、取引業者の入構受付の徹底を図るとともに、物品調達に係るこれら一連の取組については取引業者にも周知徹底した。

なお、「一般競争契約」においては入札審査委員会、「競争性のない随意契約」においては随意契約審査委員会を開催して審査を行い、契約の透明性・公平性の確保に努めた。

⑤コンプライアンス体制の確立と取組

コンプライアンス推進に係る体制については、本所に統括推進責任者を置くとともに、森林総研本所、林木育種センター、森林バイオ研究センター、支所及び育種場（以下「本所等」という）、と森林保険センター、森林整備センターのそれぞれについて、本所に本所等を対象に「本所コンプライアンス推進委員会」を、森林保険センターに「森林保険センターコンプライアンス推進委員会」を、森林整備センターに「森林整備センターコンプライアンス推進委員会」を設け、研究所の役職員のコンプライアンスの実践を確保することとしている。平成 27 年度においても各推進委員会において、その取り組みの評価を行うとともに 28 年度の実施計画を定めた。

なお、組織内の法令遵守体制を強化するため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から「法令遵守担当理事」を設置（業務承円滑化・適正化担当から職務、名称を変更）する組織改正を行った。

また、研究用物品調達に係る不適正な経理処理及びカルタヘナ法違反の事案を重く受け止めるとともに、国立研究開発法人化に伴う内部統制の充実・強化の要請に対応するため、研究所では所内の内部統制の在り方とコンプライアンスを確保する体制を基本から見直し、業務方法書に内部統制及びリスク管理の在り方について明記するとともに、これまでの内部統制及びリスク管理を定めた「業務運営システム運用規程」を「リスク管理規程」に改め、平成 27 年度よりリスク発生防止、リスク発生時の迅速な対応を取れるよう改善を行ったところである。

さらに、平成 27 年度に新たに森林保険業務が加わったことを踏まえ、森林・林業の研究開発、森林整備、森林保険の 3 業務が適正、有効かつ効率的に推進されるよう「国立研究開発法人森林総合研究所内部統制の基本方針」を策定した。

自己評価	評定	B	
	研究開発部門で発生した不適正経理処理事案及びカルタヘナ法違反事案を踏まえた物品購入・契約・検取手続の厳格化、職員への教育・研修等の対策を実施するとともに、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会の運用等を通じ、内部統制の充実、強化に努めたことから、本項における自己評定を「B」とした。		
主務大臣による評価	評定	B	
	<p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 つの重点リスク「業務の有効性・効率性の確保」、「法令遵守」、「情報セキュリティの確保」、「契約の適正性の確保」、「コンプライアンス体制の確立と取組」を取り上げ、各リスクについて 3 業務ごとに具体的な対応方針を策定し、実施状況を点検することにより、研究所内の内部ガバナンスの充実・強化が図られた。 ・ 3 業務を適正、有効かつ効率的に推進するための「国立研究開発法人森林総合研究所内部統制の基本方針」が策定された。 ・ 研究開発業務において、不適正経理処理事業を踏まえた再発防止策の徹底に取り組んだ。 ・ 森林保険業務において、情報セキュリティの確保に向け、全職員を対象とした研修が実施されたことに加え、委託先であるシステム運用会社や森林組合系統に対する指示・指導などにより、森林保険センターが扱う情報の漏洩防止等が取り組まれた。 <p>以上のとおり年度計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>		

4. その他参考情報